

第四十三回 国会参議院社会労働委員会会議録

第十一号

昭和三十八年三月二十六日(火曜日)
午前十時三十五分開会三月二十日
委員の異動辞任
高橋進太郎君
山高しげり君出席者は左の通り。
委員長 加瀬 完君
理事 鹿島 勝雄君
阿良根 登君
藤田藤太郎君
加藤 紅露
佐藤 芳男君
竹中 恒夫君
正利君
重貞君
春江君
杉君
横山
藤原
山本
高野
林
村尾
高橋
西村
武夫君
一夫君
英一君
厚生大臣
勞働大臣
國務大臣
參議者政府委員
厚生政務次官 渡海元三郎君
官房長 厚生省環境衛生局長
厚生省医務局長
厚生省農務局長
安定局長 労働省職業安定局長
事務局側 常任委員 会専門員 増本 甲吉君
三治 重信君
牛丸 義留君五十嵐義明君
熊崎 正夫君
尾崎 嘉篤君
嘉篤君補欠選任 德永 正利君
林 塩君

せられました。

○委員長(加瀬完君) 雇用促進事業団法の一部を改正する法律案を議題といたします。

○阿良根登君 局長さんでけつこうですが、この第三十五条を見てみますと、カッコの中「銅鉱、鉛鉱その他」云々とあります、「附屬する選鉱、製鍊」と、こういうことになつておるわけなんです。そうすると、山によつては、その山に付属した製鍊所がありますけれども、また、ある山においては製鍊そのものが独立しているわけなんです。そうすると、そういう独立したところは一体どうなるか。たとえば三井ですと、日比とか三池とかござりますね。三菱は直島、秋田、大阪。同和は岡山。古河は大阪、こういう独立した製鍊所も同じ合理化の波を受けているわけなんです。あるいは自由化の波を受けているわけなんです。こういう独立した製鍊所はこの中にに入るか入らないか、いかがです。

○戦没者等の妻に対する特別給付金支給法案(内閣提出、衆議院送付)

○薬事法の一部を改正する法律案(高野一夫君外十九名発議)

○雇用促進事業団法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○社会保障制度に関する調査部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

(サリドマイド禍及び中性洗剤の毒性に関する件)

○委員長(加瀬完君) だいまより社会労働委員会を開会いたします。

○委員の異動についてお知らせいたしまます。

三月二十日、山高しげり君及び高橋進太郎君が委員を辞任せられ、その補欠として林塩君及び徳永正利君が選任

○阿良根登君 それがおかしいのです。その答弁になるとちよつと困るの

ですね。たとえば三井金属にしましても、日比、三池というのは、これは独立しております。しかし、山は同じ山を持っています。しかし、山は同じ山を許します。阿良根君。

○阿良根登君 局長さんでけつこうですが、この第三十五条を見てみますと、カッコの中「銅鉱、鉛鉱その他」云々とあります、「附屬する選鉱、製鍊」と、こういうことになつておるわけなんです。そうすると、山によつては、その山に付属した製鍊所がありますけれども、また、ある山においては製鍊そのものが独立しているわけなんです。そうすると、そういう独立したところは一体どうなるか。たとえば三井ですと、日比とか三池とかござりますね。三菱は直島、秋田、大阪。同和は岡山。古河は大阪、こういう独立した製鍊所も同じ合理化の波を受けているわけなんです。あるいは自由化の波を受けているわけなんです。こういう独立した製鍊所はこの中にに入るか入らないか、いかがです。

○政府委員(三治重信君) これは石炭業所とか販売所、あるいは石炭鉱山会社が持つていても、それは当

じ同系列内の事業所なんですね。これが独立しておるからこの法律の適用を受けないということになつてくると、

同じ会社の一部はこの適用を受け、一部は受けない、こういう矛盾が出てきま

すね。これは一体どういうふうにお考

えになりますか。

○政府委員(三治重信君) これは石炭

におきましても、たとえば鉱区以外の

業所とか販売所、あるいは石炭鉱山

に需要というものは、石炭みたいに需

要が落ちるわけではなくて、需要はむ

うのを幅広く解釈して、そういう製鍊所も入れるということで、私たちとしては、法律上は幅広くしておるとい

うふうに、全然山から離れた、全然別個の立地条件の所にある製鍊所なんかは、どうしてもこれは入れにくいくらい

これは石炭をおきましても、本社が東京にあるとか大阪にある、あるいは石炭に隣接して事業を行っている、石炭鉱山会社が持つていても、それは当然入らんわけですから、製鍊所は、それじゃ同じような山がつぶさればこの製鍊所がつぶれるかというと、先日通産省からの御説明がありましたがよう

に、この各金属の需要そのものはあるわけです。製鍊所そのものは外國からも買鉱をして製鍊をしているわけです

から、今後とも、日本における非鉄金属の需要というものは、石炭みたいに需

要が落ちるわけではなくて、需要はむしろ増加こそそれ、減るということはない。それで製鍊関係においても、日本は、技術関係で立地条件がよければ

そこでどんどん会社としても製鍊をする。現状は、国内で取れなくて、山に付属している製鍊所は、その

山とあるいは運命を共にすることがあ

ても、外國から入れられるといふことで、山に付属しておる

山において從事しておる人、私たちのほうとしては、それでも、そういう鉱

山や鉱区、鉱区にある製鍊所は、そ

れを別にするということでなくして、むろそういう鉱山に付属しておるとい

これは一つの別の事業所であるという

ふうに考えざるを得ないのでないか
といふうに考えております。

○阿具根登君 それは幅広くじやなく
て、幅狭く解釈されているのじやない
ですか。炭鉱の場合でも、東京の本店
ということだけをとればそうなるかも
しれません。しかし、たとえば三菱鉱
山なら三菱鉱業所として、あるいは三
菱鉱山としてやる場合は、これは入る
と私は思つてゐるのです。だから、こ
の場合でも、それでは貿易の自由化に
なったからといって、独立した製錬所
は合理化は受けないのだ、ここはます
ます人手が要るのだ、こういう解釈な
がら、また私は成り立つと思うのです。
しかし、当然これは合理化のあらしを
受けて首切りが出でているわけだ、失業
者が出てくるわけだ。そうすると、何
も企業の中の一部はよくて、一部は合
理化だということじゃないのです。企
業は一体として考えるわけです。そう
すると同じ被害を受けることになるわ
けなんです。だから、当然これは含め
なければいかんと思うのですが、いか
がですか。

○政府委員(三治重信君) まあ私の説

明がまだ足らんと思ひますが、石炭に
おきましても非鉄におきまして、特
別立法をして、特別の援護業務をやる
といいますのは、地下産業である、人
里離れた所である。非常に長年のそ
ういう鉱山労働という特殊の作業に従事
しているために、その離職者が再就職
著しく不利な条件にあるから、それを
援護しようということであるわけです。
す。そうしますと、工場地帯にある製
錬所の従業員とすれば、そういうやは
り一般的の作業の工場、事業場の従業者

と、全然鉱山、鉱区から離れている製
錬所の従業者は変わらないんじゃない
か。地下産業であるということや、人

里離れた所で長年作業に従事してい
るから、それは鉱山なり何なりに整
理があれば、今度はまた石炭に帰つて
きて、若松にある営業所の従業員にな
るというよくなことでして、この金属
鉱山の山が、自由化によって採算が合
わないところが——製錬所はあるいは
合理化によって収益性が上がるかわ
りませんけれども、それは都会地にお
いても若干のその影響がある場合もあ
るわけです。そういうふうなことで、
ここはどこかでやはり線を引かざるを
得ない。したがって、われわれのほう
としては、製錬所は、製錬所全部をば
離れているわけではありません。山に
付属してあるようなものにつきまして
は、製錬所もその鉱山離職者として使
用。しかし、全然離れた所の一般の鉱
業従業者と変わらないよな製錬所に
ついては、これはやむを得ないという
ことです。

○阿具根登君 そういうふうに分離さ
れるからそうなるので、たとえば人事
交流なんかでも、これはしょっちゅう
やるんですよ、同じ系列にあるから。
ることは非常に困難だと僕は思うのです
がね。

○国務大臣(大橋武夫君) 人事交流も
あると思います。そこで、離職するよ
うに、鉱山から離職されれば適当にお
か。地下産業であるということや、人
里離れた所で長年作業に従事してい
るから、それは鉱山なり何なりに整
理があれば、今度はまた石炭に帰つて
きて、若松にある営業所の従業員にな
るというよくなことでして、この金属
鉱山の山が、自由化によって採算が合
わないところが——製錬所はあるいは
合理化によって収益性が上がるかわ
りませんけれども、それは都會地にお
いても若干のその影響がある場合もあ
るわけです。そういうふうなことで、
ここはどこかでやはり線を引かざるを
得ない。したがって、われわれのほう
としては、製錬所は、製錬所全部をば
離れているわけではありません。山に
付属してあるようなものにつきまして
は、製錬所もその鉱山離職者として使
用。しかし、全然離れた所の一般の鉱
業従業者と変わらないよな製錬所に
ついては、これはやむを得ないという
ことです。

○政府委員(三治重信君) 鉱物の種類
は、この非鉄につきましては非常にた
くさんあるわけございまして、した
がって、その具体的な指定を政令にゆ
だねておるわけで、その政令では、私
たちは、先生御指摘のように、大体十
四鉱物の種類を予定しておりますが、
これにつきましては通産省とも連絡い
たしまして、貿易の自由化の対象に
なつてゐる鉱物、あるいは非常に合理
化が進んで、たとえば硫黄なんかはそ
うでございますが、そういうふうに、
合理化によって、そういう貿易自由化
によつての鉱物と同じように相当の離
職者が出ると予想され、また、現に出
ている鉱物の種類に今のところ限つて
いるわけですが、これは政令指定でござ
りますので、今後とも、他のこの鉱
物の種類の山で、そういうふうなこれ
と同じようなケースが出る場合には、
通産省ともよく連絡し、業界、組合と

考えをいただきたい。

○阿具根登君 大臣、非常に含みのあ
る御答弁でしたが、法律の解釈上、こ
こでこれ以上質問しないで、やはり運
用上そういう点は十分含んでおやり下
さるものと、こういうふうに解釈いた
いと思います。大臣の含みのある

御答弁は、相当お考え下さつておるも
のと思いますので、そういう事態が起
こりましたときには、また御相談申し
上げることにして、次に進みます
が、次は、職種の問題ですね。職種を
十四職種に限られておるわけですね。
十四職種に限られておるわけですね。
そうすると、これ以外の職種のものは
この対象にならない。その点がどうも
私には了解できないのですが、どうい
う理由で十四職種以外の対象になら
ないか、この点ひとつ。

○政府委員(三治重信君) 鉱物の種類
は、この非鉄につきましては非常にた
くさんあるわけございまして、した
がって、その具体的な指定を政令にゆ
だねておるわけで、その政令では、私
たちは、先生御指摘のように、大体十
四鉱物の種類を予定しておりますが、
これにつきましては通産省とも連絡い
たしまして、貿易の自由化の対象に
なつてゐる鉱物、あるいは非常に合理
化が進んで、たとえば硫黄なんかはそ
うでございますが、そういうふうに、
合理化によって、そういう貿易自由化
によつての鉱物と同じように相当の離
職者が出ると予想され、また、現に出
ている鉱物の種類に今のところ限つて
いるわけですが、これは政令指定でござ
りますので、今後とも、他のこの鉱
物の種類の山で、そういうふうなこれ
と同じようなケースが出る場合には、
通産省ともよく連絡し、業界、組合と

も情報もよく聞きまして、これを同じ
ような十四の鉱物の種類の山と同じよ
うな状況が出ることが予想され、ま
た、現に出るようになれば、それを追
加指定することによって私たちは十分
配慮していきたいと思います。
○阿具根登君 それでは、そういう事
態の生じた場合は、政令その他から十
分に考慮していく、こういうことだと
思ひますので、そういうことがあつた
場合には、それを適用されるように、
特にお願いしておきます。
○阿具根登君 それから、住宅の問題ですが、現在
まで相当の失業者が出ておりますが、現在
金屬関係で住宅にどういうような考
えを持っておられるか、現在、炭鉱
は、御承知のように、建てられた住宅
の半数くらいは炭鉱が入つておると思
うのですが、今後どういうふうに考
えおられるか。たとえば大土森の中で
相当出ておりますが、そういう就職状
況、住宅の状況等はどうですか。
○政府委員(三治重信君) 三十八年度
で予算上対象にしておりますのは九百
四十戸でございます。このほかに炭鉱
離職者と同じよう、何と申します
か、鉄筋アパートの宿舎のほうは一般
用として、石炭以外に、三十八年度で千
七百戸同じように建てるようにしてお
ります。これは特別の住宅確保の奨励
金の支給対象の九百四十戸、一般対象
の千七百戸の中でこの住宅対策を考え
ております。
○阿具根登君 そうすると、三十八年
度でどのくらい失業者がいるという見
通しですか。

○政府委員(三治重信君) 現在のこ
ろ、四千ないし五千人でございます。
○阿具根登君 そうしますと、鉱山の
場合は、御承知のように、へんびな山
里にあるのですね。そうすると、そこ
に残つて仕事をするということはきわ
めて困難なんですね。そうして一部の
人は、一部というよりも、それ以上か
もしれませんけれども、少しばかりの
田畠を持つてゐる、そうして生活のか
たの一部にしてゐる、主体は鉱山にあ
る。だから残つておつても食えないわ
けです。そうすると、そういう人たち
は非常な未練があるわけです。先祖
代々の土地である。だからといつて、
それじゃ食えない。そうすると、やは
り就職というものについて考えて
いたり、就職といふものについて考
えておられる。だから残つておつても食
えない。そうすると、どうして生活のか
たの一部にしてゐる、主体は鉱山にあ
る。だから残つておつても食えないわ
けです。そこで、大土森等も調べてみます
と、一応就職は会社があつせんしたけ
れども、続々とまた帰つて来ておる、
これらは、就職された者をどういう心がまえ
ておられるか。たとえば大土森の中で
相当出でておりますが、そういう就職状
況、住宅の状況等はどうですか。
○政府委員(三治重信君) 三十八年度
で予算上対象にしておりますのは九百
四十戸でございます。このほかに炭鉱
離職者と同じよう、何と申します
か、鉄筋アパートの宿舎のほうは一般
用として、石炭以外に、三十八年度で千
七百戸同じように建てるようにしてお
ります。これは特別の住宅確保の奨励
金の支給対象の九百四十戸、一般対象
の千七百戸の中でこの住宅対策を考え
ております。
○阿具根登君 そうすると、三十八年
度でどのくらい失業者がいるという見
通しですか。

か、お尋ねしたいと思います。
○政府委員(三治重信君) 職業訓練の
関係につきましては、今の予定では転
職訓練の職種十職種を予定しております。
生が言われたように、非常に全國に分
布しておりますので、石炭のように統
一性が保たれていない。各山や、その
状況によって、離職者の生活状態なん
かも相当違つております。したがつ
て、私たちのほうは、統一的、規格的
な指導はやりませんで、各県で非常に
その実情に合うような計画を本省に
持つてござませまして、それぞれその地
元に合うような訓練計画、あるいは再
就職計画をやっております。したがつ
て、一律的には、非鉄金属の離職者に
ついては、石炭のようにはやらないつ
もりであります。また、そのほうが各県
地とも、先日も御説明したように、最
大なのは岩手の松尾鉱業が約千人、こ
れも会社並びに安定所に就職依頼者が
約千名——八百五十名になるわけです
が、これが最高のわけです。そのほか
の県におきましては、二、三の山を
合算しても、多いところだと大体二百名程
入、小さいところだと大体二百名程
度、それが二十三県かに分布されてお
るわけです。その各県の事情に合うよ
うに、県が主体となって、事業主、関
係組合と連絡をとり、できるだけ当該
県の中で再就職を確保するようにな
かしながら、県の中でできない場合に
は、石炭と同じように、広域紹介に
よっていく。これが県内で非常に再就
職がうまくいくところと、それから、
東京近辺に出て来ないと就職口がない
ということになるわけですが、そういう
ふうに各地によって違つて、それぞ
れが言われたように、非常に全國に分
布しておりますので、石炭のように統
一性が保たれていない。各山や、その
状況によって、離職者の生活状態なん
かも相当違つております。したがつ
て、私たちのほうは、統一的、規格的
な指導はやりませんで、各県で非常に
その実情に合うような計画を本省に
持つてござませまして、それぞれその地
元に合うような訓練計画、あるいは再
就職計画をやっております。したがつ
て、一律的には、非鉄金属の離職者に
ついては、石炭のようにはやらないつ
もりであります。また、そのほうが各県
地とも、先日も御説明したように、最
大なのは岩手の松尾鉱業が約千人、こ
れも会社並びに安定所に就職依頼者が
約千名——八百五十名になるわけです
が、これが最高のわけです。そのほか
の県におきましては、二、三の山を
合算しても、多いところだと大体二百名程
入、小さいところだと大体二百名程
度、それが二十三県かに分布されてお
るわけです。その各県の事情に合うよ
うに、県が主体となって、事業主、関
係組合と連絡をとり、できるだけ当該
県の中で再就職を確保するようにな
かしながら、県の中でできない場合に
は、石炭と同じように、広域紹介に
よっていく。これが県内で非常に再就
職がうまくいくところと、それから、
東京近辺に出て来ないと就職口がない
ということになるわけですが、そういう
ふうに各地によって違つて、それぞ

れる現地に合う就職計画を作り、それに
よってスムーズに再就職していくとい
うふうにしていただきたいと考えてお
ります。
○阿具根登君 そこで、これは炭鉱の
場合も金属の場合も一緒ですが、局長
も御承知のようだ、大体半数は会社が
自己紹介せし、会社が就職あっせん
せい、こういう基本線で進んでおられ
るから、会社としてもなるべく数を
ふやして会社が就職あっせんした姿
にしたい、こういうことでやつていて
のです。ところが、この前たまたま座
間に行つたときも、局長も私も相当質
問を受けたのですが、あっせんをして
くれたから、わざわざ北海道の片いな
かから東京まで上つて来たところが、
その会社は日ならずしてつぶれた。と
ころが、会社はその次はあっせんして
くれない。家は片づけて東京に来た、
会社はつぶれた、一休どうしてくれる
のだ。一年以内は世話をするということ
は言つてゐるけれども、非常な精神的
打撃を受けておるわけです。そういう
おぎなりの就職あっせんを会社はや
が全部じゃないでしょけれども、こ
れは安心して行けるということでなく
て、おまえここにおればどうせつぶれ
るのだから、どうせここで失業するよ
りも、この仕事はどうだいというこ
とで、おぼれる人はわらをつかむよ
うな気持で国を立つてくる。まだ四國
の生活にもなれておらない、子供も学
校で土地のなまりも抜けない、そのと
きに親は失業しておる、こういう状態
が出てきて、非常な心配をしておるの
です。こういう点については何か特別
なお考え方を持っておられますか。

○政府委員(三治重信君) ように今後とも指導していただきたいと
いうふうに考えております。
○阿具根登君 金属の場合は、何万人
要地に来られて再就職する。その会社
の都合が大部分ですが、そういうこと
によって再離職せざるを得ない。そ
ういう方たちに対する問題は、石炭調
査のときにも、非常に強く、そこで
われわれはそういう意味におきまし
て、今後も就職指導官で、個人別に最
後までめんどうをみる。今までの紹介
官といふものは、各就職者の一枚の
カードによって処理されてきた。そこ
におきましても、就職指導官がそうい
う人たちを個人別にやり、それは二
年、三年ということになりますと、百
五十人、二百人その木人が、結果とし
て離職すれば持つことになるわけで
す。そうすれば、家族の事情、個人的
な話が就職指導官を通じてできるよう
に私たちはしていただきたいということで
就職指導官をお願いしておるし、それ
から、現地の職業安定所におきまし
て、これは需要地、供給地とも、そ
ういう特別の、何と申しますか、個人的
つながりを持つ指導官でそういう問題
を一つは解決していただきたいといふう
に考えております。それから、やはり
そういう方たちは、実際の数は私たち
はそう多くはないと思います。した
がつて、そういう方たちをめんどうみ
るのに、現在の安定所の機能でそれが
できないはずはないと思ひますし、今
までのところ、そういう問題につい
て、とかく安定所自身のほうも、それ
ほどやはり何と申しますか、会社と同
じように量を扱つて、あとアフター！
ケアに業務を担当さくといふことに
ついて怠つていたのではないかなと思
いますが、こういう問題につきまして

は、そのアフター・ケアまで注意をす
るよう今後とも指導していただきたいと
いうふうに考えております。
○阿具根登君 金属の場合は、何万人
これも、炭鉱の場合も同じように、
非常に少ないので、けれども、炭鉱の場
合は、金属の場合と異なり、協力員制度
につきましては、一般の協力員制度ですが、
これは無給に近い協力員制度ですが、
こちらのほうで、現在も、たとえば日
本鉱業さんとかそのほかのところで
五十人も出た、そういう場合は協力員
を任命するということは、その協力員
に対しても、石炭の場合のように、や
はり政府がそれは生活をみてやらなけ
れば、ほんとうに親身になって世話を
できなければなりません。だから、石
炭の場合何万人と出だから、まあ百数
十名の協力員を作つた、金属の場合
は、それをするなら、やはりこれは作
れないわけですから、これは安定所の職
員で、十分協力員の分もかねてやれる
のではないかというふうに考えており
ます。

○阿具根登君 たとえば鉱山のほうに
千人も一ぺんに出たとかいう、そういう
ような場合でも安定所の職員だけで
やつていく、こういう考え方ですか。
○政府委員(三治重信君) そういう場
合には、協力員を現在も任命しており
ますし、そういう特別に多い集団的な
場合には、協力員を新たに任命してお
ります。ただ、今度やります石炭のよ
うなないわゆる反対給付が十分にいかな
い。それは今後石炭にもそれだけやり
ますから、何か別の形で何とかめんど
うをみないかというふうになりますれ
ば、まあその均衡も考えて、できるだ
けの処置はとらなくちやならないのでは
ないかといふうに思ひますが、いづ
れにしても、協力員制度を必要とする
場合におきましては、一般の協力員で
ござりますので、その部面でやつてい
く、現にやっておりますし、将来も
必要とあればやっていただきたいと思
います。

れておるわけですが、この非鉄につきまして、先生の今おっしゃるよう、失业保険が切れておなれ再就職の道がない人が若干残る場合におきましては、この失対法による職安法並びに失対法の改正によって、就職指導手当あるいは訓練手当の制度で重点的にやつて解消していきたいというふうに考えております。

○阿具根登君 局長の気持はわかるのですが、しかし、精神的な問題なんですが、これは、二年間で訓練を受けて、訓練を受けておる間は訓練の手当を出させて、そうして仕事を覚えさせて就職させるのだ、これは確かにいいことだと思うのです。しかし、その仕事がなかつた場合、この人たちは行く先がないのです。なかつた場合は一般失対にも行けない。これは欠員が出来ば入れるでしょう。しかし、今のところ一般失対に行ける見通しはないのです。そうすると、この人たちは今度はどこに就職するか、生活保護しかないのです。一般失対に行けない、就職ができるといふこと、促進手当もない。そうすると、非常に訓練期間中に私はもう精神的な打撃は大きいくらいやないかと思うのです。同じ山の生活をして、石炭と金属で、おれは早く仕事につかなければ、失業保険が切れたらもう何もないぞという気持の人、悪く言えば、そういう気持があるから早く就職ができるのだというふうにそれかもしれないけれども、私はそうではないと思うのです。実際問題として、職業の名前をあげると非常に語弊がありますけれども、お医者さんの子は、やあやあ言つておるけれども、お医者さんは自分の子供をお医者さんにしてみたい。俳優の子

供は、やはりやあやあ言つておるけれども、自分の子供を俳優にしたい、鉱山とか石炭とか、私らの親の時代には、自分のむすこはやはり炭鉱だということを継いできただんですけれども、もう今の炭坑夫や鉱山の労働者は、自分の子供を金属の坑内とか炭鉱の坑内に入れようと思う者はもうおりません。もう魅力がない。だから、そういう人たちに対しても、まあたくさんのがかかるわけじゃないのだから、私はもうつとめんどうをみてやつても、めんどくさみ過ぎるということはないと思う。もし何なら、一ぺんそれは金属でも炭鉱でもいいですから、ひとつ坑内で働くて下さい、そうしたらどういふ考え方をするか。そういうみじめな思いをしておつて、失業して行く先がない。これら手厚くし過ぎるということはない。それなら手厚くし過ぎるのではないか。そのくらいみでやつても私はいいと思うのです。これは通産大臣がおられるから、議論のやり場がないかと言つたけれども、社会主義の国だけが国有をやつてもらいたい。せめて炭鉱と同じようにしてもらいたい。山というものは、だから、私は、もう少し少しあたたかくやってもらいたい。せめて炭鉱と同じようにしてもらいたい。同じような環境にあり、同じような失業をしていくならば。なぜ炭鉱と金属と差別してもらつたのか。それもわざかな金額です。五千人出るうち千七百名準備して下さるとおっしゃる、そうして、仕事も二年のうちに必ずさせますよと、それだけの意気込みがあるならば、残つてくる人はわずか

です。そのわざかな人を生活保護を受けるようなどころに追い込まっています。私は、なぜもう一息がんばつて山と/orこれは制度の初めでありますから、私は申し上げませんが、せめて失业保険が切れて、訓練を終えたけれども仕事がないことを強くお願いをいたしまして、私の質問を終わります。

○政府委員(三治重信君) 今御説明したこと、ちょっと不十分だったかと思いますが、今度の職安法、失対法の改正で、訓練だけでなくて、促進手当に準するような就職指導手当の制度を設けておりますので、その訓練所に入ら

れる、また入られたあと数カ月再就職までにかかる方については、非鉄の離職対策にもこの職安法、失対法の改正による就職指導手当制度を適用していくたい、これがまた今後とも、貿易自由化、あるいは産業構造の変化による離職者対策として、失業保険のあとへ就職指導手当制度を入れて、それでなおもどうしても就職できない方に事業というふうな段階を設けるように、訓練と並行して就職指導手当制度を設けておりますので、非鉄の

○委員長(加瀬完君) 御異議ないと認めます。これより討論に入ります。御意見のある方は、賛否を明らかにしてお述べを願います。別に御意見もなければ、これにて討論は終局したものと認めることがあります。

〔異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長(加瀬完君) 御異議ないと認めます。これがまた今後とも、貿易自由化、あるいは産業構造の変化による離職者対策として、失業保険のあとへ就職指導手当制度を入れて、それでなおもどうしても就職できない方に事業というふうな段階を設けるように、訓練と並行して就職指導手当制度を設けておりますので、非鉄の

○委員長(加瀬完君) 御異議ないと認めます。午後は一時半より再開いたします。

○委員長(加瀬完君) 午前十一時二十九分休憩

〔速記中止〕

○委員長(加瀬完君) 速記を起こして。午後は一時半より再開いたします。

○委員長(加瀬完君) ただいまより社

会労働委員会を開会します。

○委員長(加瀬完君) ただいま議題となりました薬事法の一部を改正する法律案を議題といたします。まず、提案者から説明を求めます。参議院議員高野一夫君。

○高野一夫君 ただいま議題となりました薬事法の一部を改正する法律案について、その提案理由及び内容の概要を説明申し上げます。

医薬品の調剤または供給の業務が国民の疾病治療ないしはその予防目的として、国民保健の上にきわめて重要な使命を持つものであることは申すまでもありません。したがって、医薬品は他の一般商品と異なり、生命の保持という特別の重要な使命を持つ特殊性を持つものと考えます。そのような特殊性を持つものと考えます。そのような特殊性を持つために、薬事法または薬剤師法、その他医薬品、薬業に関する責務を果たすべき特殊の業務でありますため、薬事法または薬剤師法、その他医薬品、薬業に関する規制を受けながら義務を果たすべきものと決定いたしました。

なお、議長に提出する報告書の作成等につきましては、これを委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長(加瀬完君) 御異議ないものと認め、さよう決定いたします。

速記をとめて。

○政府委員(三治重信君) この点は、

さなければならぬ次第と相成つておりますことは、各位のすでに御承知のことあります。

かかるところ、医薬品の調剤及び供給の業務に携わっている薬局、薬種商及び一般販売業のごときは、現在都市に集中し、繁華街に偏在乱設される反面、これらの施設のない地域では住民に不便を与え、偏在の地域にあっては必然過当競争の激化となり、いわゆる乱売が行なわれ、その結果は経営の不安定を招来して、あるいは施設に欠陥を生じ、あるいは医薬品供給の適正を阻害する結果となり、そして今後とも、かかる事態はますます激しくなる傾向にあります。このことは、偏在乱設に大いなる原因があるばかりでなく、医薬品販売の特殊の使命感を持たず、単なる営利事業として経営に当たる大企業体が実現することにも原因があると考えます。

現行の薬事法をもつてしては、偏在乱設を防止する道もなく、一定の基準に適合すれば開設を許可するよりほかない状態にあるのであります。現行薬事法制定にあたって、国会は、新規開設の際には適正配置を考慮して許可、不許可をきめるよう要請しており、厚生省も極力その指導を行なつてゐる所であります。その結果、主要なる都道府県においては適正配置の内規を定めて、それをもつて行政措置に役立てようとしております。しかし、これはあくまでも内規にすぎず、法律に基づく条例ではないために、十分の目的を達成しない現状にあります。

これらの欠陥を是正して、乱設備在を防ぎ、各自が適正なる医薬品の供給や調剤を行なうことができるようになります。これらは、この配

たしまして、国民の医療と保健に奉仕せしむべきであります。そしてこのことがあわせて無薬局地区や無薬店地区

の解消にも資する一助ともなり得れば、國民皆保険医療に協力せしめるゆえんとともになろうかと考えます。よって本改正案を提出いたしました次第であります。

次に、その内容について概略の説明を申し上げたいと存じます。

第一に、薬剤師でない者が薬局を開設する場合には、管理薬剤師を置くことになっておりますが、特に大企業においては、事業量が多い場合に、一人の薬剤師のみでは適正なる管理をなし得ない実情にありますので、本改正によつて、かかる場合には薬剤師の員数を、現在のごとく一人に限るのでなく、必要に応じて、その員数を増加せしめるよう、省令をもつて定めたいの

第二には、薬局、一般販売業及び薬種商について、配置の適正を期するため、基準を都道府県の条例で定めて、開設許可の要件とすること、その基準に基づく許可、不許可の判定には、地方薬事審議会の意見を聞くこととしてあります。

そしてその配置の基準は、薬局、一般販売業及び薬種商が、安定した経営を保持して、住民に対し適正な調剤の確保と、医薬品の適正な供給をはかることができるよう、人口、交通事情、その他調剤及び医薬品需給に影響を与える各般の事情を考慮して、都道府県の条例で定めることにいたしてお

いのであります。

第三には、本改正案は、公布の日から施行することいたしますが、ただしこれに付する規定は、公布の日から起算して六ヶ月をこえない範囲内において政令で実施期日を定めることにしてあります。

以上、この改正法律案の提案理由及び内容の説明を申し上げましたが、何とぞ御審議の上、御賛同賜りますよう、切にお願い申し上げます。

○委員長(加瀬完君) ちょっと速記をとめて。(速記中止)

○委員長(加瀬完君) 速記を起として。○委員長(加瀬完君) 次に、戦傷病者戦没者遺族等援護法等の一部を改正する法律案、戦没者等の妻に対する特別給付金支給法案を一括して議題といたします。

まず、提案理由の説明を求めます。渡海政務次官。

○政府委員(渡海元三郎君) ただいま議題となりました戦傷病者戦没者遺族等援護法等の一部を改正する法律案に付きました、その提案の理由を御説明申上げます。

戦傷病者 戦没者遺族等に対しましては、戦傷病者 戦没者遺族等援護法、未帰還者留守家族等援護法及び未帰還者に関する特別措置法によりまして各般の援護措置が講ぜられてきたところであります。この改善は、今日、なおこれらの援護施策に不均衡、不十分な点もあるやうな現状にあります。

ただし、卸売業のみを行なう一般販売業または薬種商については、この配置の基準を適用しないことといたしました

た次第であります。

次に、この法律案の概要について御説明いたします。

まず、第一は、戦傷病者 戦没者遺族の父母に対する遺族給与金の支給要件を、軍人軍属の父母に対する遺族年金の支給要件と同様にするよう緩和し、これまでいる遺族給与金の支給期間の制限を撤廃して年金化とともに、

准軍属の障害年金、遺族給与金等の支給事由にかかる戦時災害の要件を撤廃して、軍人、軍属の場合と同様にいたしまして、これらの措置により、準軍給事由にかかる戦時災害の要件を撤廃して、軍人、軍属の場合は、軍人、軍属の処遇が、軍人、軍属の場合に比

し、著しく均衡を失いておりましたのが是正することといたしました。

改正の第一点は、軍の指揮監督のもとにあって、事實上軍と同様の勤務にもつぱら従事していた期間に受傷または死亡した南満洲鉄道株式会社の職員等を軍属とし、障害年金、遺族年金を支給することとしたことであります。

改正の第三点は、内地等に勤務していた元の陸海軍の有給軍属のうち、旧令による共済組合等からの年金受給者のための特別措置法による年金を受け取れないものについて、これを本法の一部改正であります。外地において今次戦争に起因して消息不明となつた一般邦人のうち、現在同法の対象とされないものを新たに法の対象に含めることとしたことであります。

改正の第四点は、勤務に関連する傷病により、昭和十六年十二月八日以後

改めた結果、今般これらの援護措置の改善はかかることといたしまして、

この法律案を提案することといたしました。

右のほか、所要の条文の整理を行なうことといたしました。

以上がこの法律案を提出いたしました理由であります。何とぞ慎重に御審議の上、すみやかに御可決あらんことを御願い申し上げます。

付金支給法案の提案理由を御説明させ

の死亡が在職中である場合または死亡が一般疾病によるときは退職後一年、結核、精神病によるときは退職後三年以内の場合に限られていますが、この年限をそれぞれ二年または六年以内に延長することとしたことであります。

なお、これに関連いたしまして、別途本国会に提案されております恩給法等の一部を改正する法律案により、旧軍人等の遺族に対する恩給等の特例に関する法律が改正され、同法による特例遺族年金の支給要件も、右の特別弔慰金の支給要件の場合と同じ緩和することとなっています。

次に、第一は、未帰還者留守家族等の一部を改正であります。現在引

き続き一年以上入院して同法による療養の給付を受けている患者で増加恩給等の支給を受けられない者に対し、療養手当として月額二千円を支給することといたしました。

第三は、未帰還者に関する特別措置法の一部改正であります。外地において

立地を行なうことができることといたしました。

右のほか、所要の条文の整理を行なうことといたしました。

以上がこの法律案を提出いたしました理由であります。何とぞ慎重に御

審議の上、すみやかに御可決あらんことを御願い申し上げます。

ていただきます。

ただいま議題となりました戦没者等の妻に対する特別給付金支給法案につきまして、その提案の理由を御説明申し上げます。

過ぐる大戦において、戦闘その他公務により死没された軍人、軍属、準軍属等の戦没者等の遺族の方々に対し、政府といたしましては、恩給法、戦傷病者戦没者遺族等援護法等の施行により、公務扶助料、遺族年金等を支給するなど、これまで得る限りの措置を講じてきましたところであります。

しかしながら、これらの遺族の方々のうちでも、戦没者等の妻であつた方々につきましては、一心同体ともいふべき夫を失ったという大きな心の痛手を受けつつ今日に至つたという特別の事情があると考えられます。したがいまして、この際、このような戦没者等の妻の精神的痛苦に対しまして、国としても、何らかの形において慰藉することが必要であるものと考え、これらの方々に特別給付金を支給することいたしましたためここにこの法案を提案することいたしました次第であります。

次に、この法案の概要について御説明いたします。

まず、第一に、昭和十二年七月七日に勃発した日華事変以後に公務上負傷し、または疾病にかかり、これにより死亡した者の妻であったことにより、本年四月一日において、旧軍人、旧準軍人または旧軍属にかかる公務扶助料、特例扶助料、戦傷病者戦没者等援護法による遺族年金、特例遺族年金または遺族給与金、元の陸軍または海軍の雇用入等にかかる旧令共済殉職

年金等を受ける権利を有する妻に二十一万円の特別給付金を支給することといたしたことであります。

第二に、この特別給付金は、十年以内に償還すべき記名国債をもつて交付し、昭和三十八年五月一日をもつて発行することにいたしました。

なお、国債の償還金の支払については省令をもつて規定いたすこととなりますが、本年十月三十一日に第一回として一万円を、その後、一回に一万円ずつ毎年二回、最終回は昭和四十八年四月三十日に一万円を支払うこととしたしております。

第三に、特別給付金を受ける権利は、譲渡を禁止しておりますが、相続についてはこれを無条件に認めるところに、國債についての継承についても、國債に付いての継承についても、民法の原則により、相続人が受けるものといたしております。

その他、特別給付金につきましての時効、差し押さえの禁止、非課税、寒施機関等、所要の事項を規定いたしております。

なお、この法律による特別給付金の支給件数は約四十四万程度と見込んでおります。

○委員長(加瀬完君) 御異議ないと認めます。

○委員長(加瀬完君) 次に、社会保障制度に関する調査を議題といたします。

サリドマイド及び中性洗剤の毒性の問題について調査を進めます。質疑の通知がござりますので、これを許します。

速記をとめて。

〔速記中止〕

○委員長(加瀬完君) 速記を起こして。

○山下春江君 サリドマイドによる奇形児が生まれるという問題につきまし

て、もうここ一、二カ月いろいろな新聞でも取り上げましたし、いろいろな

機会に議論されておるようございま

すし、厚生省も相当真剣にこの問題を

取り上げておると思いますので、私が

伺います前に、まず、この問題が起こ

りましたから今日まで薬務局でお取り扱いになりました経過を簡単に聞かせ願いたいと思います。

○政府委員(牛丸義留君) サリドマイドと申しますのは、ドイツで開発され

た睡眠薬でございます。日本におきま

しては、昭和三十一年に許可をいたし

まして、一般に販売をされたわけでござります。これが一昨年の暮れごろか

らドイツにおいて問題が発生いたした

わけです。それはサリドマイド

が日本では昭和三十二年ごろから

発売されたわけですが、それ

よりちょっと前にドイツでは発売され

ているわけでござります。その後の奇

形児の発生というものが臨床によつて

報告されて、そのときにホコメリヤと

いういわゆるアザラシ状の四肢をした

奇形児の発生というものが、これは從

てきたという現象がドイツであったわ

けでございます。それで、この原因は一体何によるかということから学者の間で議論がなされて、たまたま時を同じくして薬との関係が問題にされ、サリドマイドの発売の時期と、そういう

間に断定的な結論は出てないわけでございますが、日本においてもそういう

学者の意見を聞いて、はたしてそういうふうな原因がどういうふうにして起

ることを行なつていただいたわけでござります。そういういわば原因究明の

研究を依頼いたしまして、動物実験

その他も行なつていただいたわけでござります。そこで、ドイツにおいても研究を依頼いたしましたようにして、動物実験

も研究を依頼いたしましたようにして市場からの引きあげを行なつた

が、この薬の行政上の問題からいま

でございまして、わが国におきましても、今申し上げましたように、まず

その他の研究も行なつていただいた

ことは、昭和の四月に業者の、これは日本

において大体六、七社サリドマイド系

の睡眠薬を製造、発売しているわけでござりますが、私どももドイツのそ

ういう情報がわかりましたので、取りあえず業界とも連絡をして、この製造を

停止する、そうして妊婦に対する服用

を避けるように通知をするという措置

を取りあえずとったわけでございま

す。その後、日本においても、北

海道大学の櫻井という先生でございま

したが、日本においてそういう臨床の

報告があり、さらに今

の将来の取り扱い、この原因の究明と

リドマイドの市場における流通とい

うことです。同時に、こういうものの類似医薬品か

ら起る危険というものを防止するた

めにいかなる措置をとつたらいいかと

正しく話し合つた結果を得ましたので、薬事審議会を開きまして、そこで正式に質問をいたしまして、新しい来年の四月から始まる新年度からのすべ

て、日本の国内の有名な病院、その他権威のあるそういう医療機関で行なわれた臨床例もつけて、人間におけるそういう作用の結果も含めて許可をしておるわけでございます。それにかかる点について、私は、世界のその他の国に比べて、日本の薬の許可が放漫であるとか粗雑であるというふうには考えていいわけでございます。それにはかかわらず、サリドマイドのようなそういう事件が起つたということは、その当時の学問では、これが奇形に影響あるといふことが予測できなかつた、そういう点にこの問題の不幸があるわけでございまして、これは私どもも今考ればまことに不幸な事件でござりますし、生まれた子供さんに対しては、何か私どもとしてもすべての手段を尽くして、できるだけのお世話をすべきだと思つた。しかし、学問は日進月歩でございますけれども、今から七年前の事件を、今日こういうふうにはつきりとしたというのと同じ程度に予測できなかつた。そういう点は、これは不幸な事件ではございませんが、一面、その当時の問題として、できるだけのお世話をすべきだと思つた。しかしながら、学問はやむを得なかつたのじやないかと思ひます。しかし、こういう不幸が再び起きないように私どもとしては万全の対策を考えなければならぬ。そういうことからいろいろな先生方とも御相談しまして、このサリドマイドと奇形との関係を、はたしてどういうふうにして学問的にトレースしたらしいかということを今研究をしていただいておるわけでございます。それは実際に現実にそういう奇形の赤ちゃんをお生みになつたお母さんの方の報告も、いろいろと先生方に頼んで今集めておるわけでござい

まして、これは五月の学会でその集計が報告されることがございます。しかし、それはサリドマイドの原因の究明ということと、しかし、薬はサリドマイドだけではございませんで、そういうふうな不幸が再び起らぬためにはどういう措置をすればいいかということは、結局審査のときにそういう胎児に及ぼす奇形作用、そういうふうなことをもっと詳しいデータを取つて、そして審査をする、そういう措置がとりあえず私どもとしては必要かと思ひます。しかし、新年度から、今までいろいろと要求をしているデータのほかに、そういうものを要求したわけでございまして、年新年度から今までいろいろから私どもそれでいいというふうには考へて、いるわけではございませんし、引き続き、この問題に対しても、薬事審議会の中に、医薬品の安全対策特別部会といふものを現在作つて、そこでもいろいろと専門家の御意見も聞き、必要な場合は国立の衛生試験所というの私がどものところにござりますし、ここには優秀な先生方もおられる、また、ものによつては予防衛生研究所の問題もございます。それから、各大学等の研究機関もござりますから、そういうところに必要に応じて研究を委託する、こういう措置をとつて、将来再びような不幸な事件が起らぬようにしたいと思うのが私どもの念願でございます。

○山下春江君 将来起きないような措置というのであります。今の局長がまた一つの審査機関でございます。別にそこが試験機関を持っているといふことはございません。ただ、それが非常に権威ある研究室を持っているといふに悲劇が強いのですね。蒙古型の精神障害か何かなら、同じように親から見ればかわいそうだと思います。本人の苦痛は、かわいそうながら、そんなにない。このアザラシ子は、これから何年かたつてその人たちの受ける苦痛のものに対しては、今何とかしなければと考えるのでなしに、何とかしなければいけませんが、しかし、聞く

以外に方法はありませんが、どちらにいたしましても、製薬会社というのいましょうけれども、その審議会をなさるところは、ただ議論するところで、私は、やっぱり薬の問題で厚生省がほんとうに本気になつていただかない限り、売られて、それが国民に飲まされておるわけでありまして、この辺では、やつぱり薬の問題で厚生省がほんとうに本気になつていただかない限り、百億、二千五、六百億くらいの薬が作られて売られて、それが日本人のからだをみんなわざわざにしてしまう。私自身も、この中に六つも七つもいろいろな薬が入つておつたのですが、これを御飯たか薬だとかわけがわからぬよう飲んでおったのですが、私は、昨年参議院の選挙をやるので、それで一人で飛び回るものですから、毎日こんなものを道楽に飲んでいて、ほんとうに病気になつたときに何も薬がきかなくなつたらたいへんだと思って、この中から全部ほうり出して、いつも飲まないで歩くことにしたらいで、ほんとうに病気になつたときに何も薬がきかなくなつたらたいへんだけ思つて、この中から全部ほうり出して、いつも飲まないで歩くことにしたらいで、ほんとうに病気になつたときに何も薬がきかなくなつたらたいへんだけ思つて、この中から全部ほうり出して、いつも飲まないで歩くことにしたらいで、ほんとうに病気になつたときに何も薬がきかなくなつたらたいへんだけ思つて、この中から全部ほうり

なつたその知識をもとにしていろいろな議論をなさるところで、あんなのほうの厚生省として、その先生方に立ち会つてもらって試験をするその場所は持つてないということは、私は厚生省のためを思つて言っておるのではありません。いじめておるのではないであります。そういうものを厚生省は持たなければいけないじゃないか、持たないでいるのが、このことは、サリドマイドというそれは、あなたの言うべきではないですか。私は、このことは、サリドマイドというそれは、あなたが、そういうことを御存じですか。併設をなされた、そしてそこへ希望者をすぐ収容して治療をやっていただきたいです。いじめておるのではないであります。そういうものを厚生省は持たなければいけないじゃないか、持たないでいるのが、このことは、サリドマイドのそれを、児童局で三十八年度四千万円の予算で二カ所の増設が計上されたわけではありません。しかし、サリドマイドのそういう奇形児ももちろんござります。児童局で三十八年度四千万円の予算で二カ所の増設が計上されたわけではありません。しかし、サリドマイドのそういう奇形児ももちろんござります。児童局は、児童局とおっしゃるけれども、児童局とはいいながら、医務局か何かで御監督をなさつていらっしゃるのではないかと思います。

○山下春江君 お世話願うとは、自分で金を出してそこへお願いしてなおしていただきのことでござりますか。医務局長、それは児童局とはいいながら、医務局か何かで御監督をなさつていらっしゃるのではないかと思います。

○政府委員(牛丸義留君) 薬事審議会は、大学の先生なり、そういう研究機関のいろいろな専門家の人たちが集まつた一つの審査機関でございます。別にそこが試験機関を持つているといふのではありませんが、とにかくサリドマイドの奇形児は知能指数は高い、高いだけに悲劇が強いのですね。蒙古型の精神障害か何かなら、同じように親から見ればかわいそうだと思います。本人の苦痛は、かわいそうながら、そんなにない。このアザラシ子は、これから何年かたつてその人たちの受ける苦痛のものに対しては、今何とかしなければと考えるのでなしに、何とかしなければいけませんが、しかし、聞く

○政府委員(牛丸義留君) 児童福祉法に基づく養育施設でございますから、一般的の福祉施設としての利用でござります。

○山下春江君 将來起きないような措置というのであります。今の局長がまた一つの審査機関でござります。別にそこが試験機関を持つているといふのではありませんが、とにかくサリドマイドの奇形児は知能指数は高い、高いだけに悲劇が強いのですね。蒙古型の精神障害か何かなら、同じように親から見ればかわいそうだと思います。本人の苦痛は、かわいそうながら、そんなにない。このアザラシ子は、これから何年かたつてその人たちの受ける苦痛のものに対しては、今何とかしなければと考えるのでなしに、何とかしなければいけませんが、しかし、聞く

ざいます。

○山下春江君 それはいけないのでござります。それはそういうところでもうつもらつては困るのでございまして、それが世間でおさまらないところです。児童福祉施設といつても、これは厚生省が許可しなければできなかつた、ほんとうの話。あなたはその当時の局長でないのにきやあきやあ言ふのは御迷惑と思ひますが、やはり責任を持って聞いていただきなかなければなりませんが、これは何がどうあらうと、このものをドイツでも売つておつた、フランスでも売つておつた、それでは言いのがれられませんよ。日本で売ろうとするには、ドイツで売つていようと、このものをドイツでも売つておつた、フランスでも売つておつた、それを薬務局が許可したというと、薬としては金看板がついたので、国民が安心して無抵抗で飲む、それを児童福祉法で収容して治療してやるとおっしゃるからこの問題はおさまらない。やはり私は、これは生まれてきた子供たちの人格権を考えてみても、この子供たちが十になり十五になつたとき、どうしたらいいかといふことも、ほんとうに考へのつかないほど身ぶるいのする問題でござりますから、薬をとめたからいい、これではいけない。今できたものに対し、どうかして、どんなに問題でござりますから、薬をとめたかは、役所として言う言い方はいろいろあると思うのですけれども、それを全部やめて、これは厚生省でわからなかつた、医学のことですからわからなかつたということはあらうと思いますが、あつてもなくとも、許可したことによって起つてきた災難であつて、そうして、しかも、それが蒙古型精薄

児のような子でなしに、知能が高い子であるだけに、非常に私はこの与える苦痛というもの、今後たとい何十人にしても何百人としても何千人にしても、この問題は、どうしても国会に社労あるいは社会保障のこうしたりっぱな委員会があるにもかかわらず、これ

に對して手を打たなかつたということは、私はこういう子供たちに對して相官、ひとつ大臣の代理で、どうしたらいいかということを、今具体的なことを御答弁を願う御用意をお願いしておかなかつたから、それはないと思いますが、しかし、私ども協力して、国で何とかこれをみてやるという方法を考え出したいと思いますが、いかがですか。

○政府委員(渡海元三郎君) 御要望まことにこもつともございまして、私たちも、こういつたことが再度起つたら、ないよう、薬事審議会におきましては、山下委員は局長に、あなたの責任ではないにお氣の毒だとおっしゃったけれども、私はそう思わない。私は、かつてこの委員会で、ドイツで騒ぎ出したときに、直ちに日本で禁止すべきではないかとお伺いしたことがあ

る。これについては、日本ではまだそういう事例が起つてないから、目下調査中で、善処したい、こういう御答弁をなすつたことがある。私は、発売をしたドイツですでに大騒ぎが起つたといふことでござりますと、障害者児童対策の持つておりますところの施設に対する優先的にこれを収容いたしまして、これに對する適当な療育を行なつておる次第でござりますが、福祉施設ではないといふ点でございますが、おそらく福祉施設でござりますから、私は、予算にも計上され、ありますし、公費でもつて治療が行なわれておるものと、かように考へま

すが、これはあくまでも児童福祉法に基づくところのものであつて、それだけでは十分でない。むろん厚生省の責任といふ点を考へたならば、国家補償のないように多々あります。しかし、これに對しても何百人しても何千人にしておいても、この問題は、どうしても国会に社労あるいは社会保障のこうしたりっぱな御議論になるのじやないかと思いますが、その点ごもつともござりますが、今の児童福祉法でとりあえずやつておりますので、なお国家補償的な観念からやるべきじゃないかといふ御議論になるのじやないかと思いますので、十分に今後検討をしておきたいと思います。

○藤原道子君 関連。私は、いつも問題が起つたたびに厚生省は弱腰だと思はります。私は、この面につきましては、厚生省だけにまかしておかないと、これはもうほんとうにわれわれも何ができるのですか、一体。私は、こ

ういう子を持つた親の立場に立つても云々とおっしゃつたけれども、少なくともこのことに関しては、全部国家が責任を持つて困つた人はみてやるといふのですか。私は、今、児童福祉法で考えるならば、そんなのんびりして云々とおっしゃつたけれども、少なくともこのことに関しては、全部国家が責任を持つて困つた人はみてやるといふのですか。私は、今、児童福祉法で

一生をどうするか。しかも、幸か不幸か、非常に頭のいいお子さんが多いあります。しかも、これに對しておきたいのですが、もうちょっと推進めると言うて下さい。われわれは決して厚生省だけにまかしておかないと、これはもうほんとうにわれわれも何ができるのですか、一体。私は、このういう問題について、もつと早く政府を鞭撻し、政府の施策を正させるべきであったといふことを考へると、私どもも責任があるから、みんなでやりますが、どうしても児童福祉法じゃいけないといふのじゃないのです。いけないといふのじゃないけれども、それが、いかがでござりますか。これらの責任を持つて困つた人はみてやるといふのですよ、みんなが。今未亡人のお方々に、ほんとうにつえとも柱とも頼んだ夫が亡くなつて、あの政治を知らぬ女のかばそい細腕で、あのきびしい社会にほうり出されて難儀をした婦人たちに、ほんとうによくやつてくれましたといつて報償金を出そくとしておきましたのでござりますが、現在重症身体障害者児童対策の施設に在る重症身体障害者児童対策の施設にいたしましたのでござりますが、現

たその厚生省が、この問題に対してもその厚生省が、この問題に対してもおさまらない。そんなことをしてもおさまらない。だから、私は、その方法のいかんにかかわらず、それは私はここで言及いたしませんけれども、やはり政府は責任を持って、國が保障するのだ、それは厚生省のミスというだけでなしに、やはりこれは政府のミスなんです。そういうことはあなた方にし

てみれば、薬務局といふものが、そういうことになるとたいへん大きな責任

○政府委員(渡海元三郎君) ただいま重症身体障害者児童対策の施設に對しましてお答え

いたしましたのでござりますが、現在重症身体障害者児童対策の施設に

おきましてとりあえずやつております御質問でござりますが、厚生省のとるべき態度だと思う。この点あ

たて、おおきな責任といふのと並んで、厚生省の責任は重大だと思う。局長の責

任といふより、私は厚生省の責任だと

思ふ。しかも、これだけ大きな問題が起きておるので、わざかな例といふ

にやるべきか、その他もあわせて検討をさせていただきたいと存じます。

○藤原道子君 東大の二十万円はどうなんですか。

の場に立たせられるということを御心配かもしれません、そんなものじゃないのです。それはやはり学問的にわからないことも確かにあります。ありますけれども許可した、たとえば私どもテレビのダイヤルを回すと、イソミンと出てくるのです。赤ん坊でも覚えているコマーシャルをじんじんやんそかに買っておるものがあるのじゃないか。そんなことだつて怪しげなものだと思いますが、要するに、これは國家補償という言葉がどうつければ、国が責任を持つて何とかしてあげます、これだけでも言うてほしいのです。

○政府委員(渡海元三郎君) 私の答弁

が御要望の線に沿わなかつたという点で、再度答えると、このままでございまして、私は率直に申し上げまして、私も今、山下先生の御質問を聞きまして、あるのだ、この災いによって泣いておられる悲劇の方々がたくさんあるのだ、ということを初めて知つたわけですが、いまして、私は職務怠慢と言わればそれまでございませんが、実は今まで局長から、このような事例は、日本は幸いにいたしまして非常に少ない例のようになります。実情を知らなかつたためにここで責任ある答弁ができませんために、検討させていただきますと、私は、おそらくこれを深く研究させていただけば、山下先生の今御質問になられました必要性の痛感をいたすようになるのじやなかろう

かと思ひます。私は事実をつかみまして、善処する上においては全責任を負つて、全力をあげて厚生省といたしましては努力をいたしますということを、大臣にかわり、お答えさしていた

○山下春江君 どうぞお願いいたしました。この子供たちをかかえている親たち、そうして私たちの目の前に、五年たつた、十年たつた後のその苦し

みが目の前に見えている。そのことにつきまして何とかしなければというそ

の気持を、政務次官が責任を持って何とかしようともお答えいただきました。

○政府委員(渡海元三郎君) サリドマイドの問題は新聞紙上にも出ておりま

すので、私も関心を持ちまして、直接医務局長からも聞いたこともございました。知つております。ただ、今申され

ましたように、数の上におきまして、私たちが森山教授から受けております

点におきまして、非常に隠れたるものがありましたが、たくさんあるということは存じております。りませんでしたので、その点を私はただいま率直に申し上げましておあやま

りしたのでございまして、そのためには隠れたるために、私実情を知らないと

○政府委員(牛丸義留君) 医薬品に対する研究機関としましては、試験研究機関として国立の衛生試験所がござります。これには医薬品の薬理の問題、その他の成分、分量の試験検査、そういうことを常時やつておるわけでござい

ます。

○政府委員(牛丸義留君) 職員は百

けなければいけない問題かどうかといふことを考へると、責任回避もはなはだしいと思う。いかなるあなただつて、サリドマイドの問題をきょう山下さん

さんは、少なくとも疑わしい情報が入つたら、これは研究しなければならないという問題ならば、率先して一だから厚生行政は弱いのですよ。

○政府委員(牛丸義留君) 流産の薬と問題だと思いますが、これもやはりソーリドマイドそのものの悲惨なものであるということは存じております。りませんでしたので、その点を私はただいま率直に申し上げましておあやま

りしたのでございまして、その中に補助剤として使われているウレタンという、これは局

方品でございまして、これはもう世界で安全であるということが一般に公認されている事でござります。これが理

論的には細胞に影響があるということがいわれているわけなんです。それでドイツのシェーリングと、これはいが隠れたる多数の泣いておられる方があるということを聞いたものでございましたから、それらもあわせて調査いたしましたして、当然最大限の努力をさし

ます。

○政府委員(牛丸義留君) それはその意味なら

○政府委員(牛丸義留君) それはあなたを責めたのが間違つて

ます。

○政府委員(牛丸義留君) それが日本でそういうふ

うなものを取り扱つておる日本の貿易商があるわけでございませんが、そのド

イツの本社のそういう連絡を受けて廃棄処分にした。そういうことが新聞で

現実に奇形児に影響がある、奇形作

用があるというようなことは、今日で

あります。

○政府委員(牛丸義留君) そうした研究機関にどうだけ金がかかっていますか予算は。

○政府委員(牛丸義留君) 職員は百四十名の職員をかかえておるわけ

ありませんが、二億円程度の金である

と思います。

○藤原道子君 私は、きょうは関連でございますからこの程度にいたしますけれども、とにかく日本の悪い点は、研究とか、そういう面にあまり金が使われていない。それに対しての責任の所在があまり明らかでない。そういうことであるが、やっているうちに悲劇が生まれている。こういうことを繰り返し繰り返しやっているように思いましたので、今後はもっと強い態度で処理してもらいたい。

それから、日本くらい葉が自由に買える国はないというふうにいわれている。日本くらい注射の好きな国はないということもいわれている。その証拠には、お医者さんの家族にはあまり注射しない、そういうふうなことがうそか何かいわれているくらい葉の好きな國民でございます。そして睡眠薬遊びなんというのがずいぶん子供たちにはやっている。非行少年の問題が大きく問題になっている。睡眠薬遊び等が転落する大きな動機になっている。しかも、その子供たちが薬を自由に買える。こういうことは今後十分検討されまして、はつきりひとつ対処してもらわなければ困ると思う。

それから、サリドマイドの睡眠薬が、これが危険であったといふけれども、買ひに行く人は、特にそれを指名したわけじゃないのです。だから薬の危険性があるとか、こういう場合には、こうだと、睡眠薬はあまり常用してはいけないのだという、危険な面を行政当局にやつてもらわなければ、売らんかな、売らんかの宣伝ばかりで危険な、よくきく薬ほど毒性があるといふことを考へなければいけない。それ

に對しての対策、国民の注意を喚起する、こういう点がおくれているようになりますから、今後は、それを十分にやついただきたいという立場が一つ。さらに、くどいようございますが、奇形児として生まれてきた子供たちの対策、これについては真剣に御協議して対策を立てられますよう強く要望しまして、このあざら児の問題についても、私はこれまで質問を終わります。

○政府委員(渡海元三郎君) 私も毎日薬を飲んでおるのでございまして、今藤原委員の御指摘になりました点、まことにごもともだと思ひます。日本はたやすく手に入り、何と申しますか、安易に薬を飲んでおる。これに対するところのはたしてそれだけの効用ありますやいなやといふ点。しかし効用よりもむしろ害があるというような点につきましては十分注意し、国民の衛生思想、正しい薬の服用ということを十分指導して参らにやいかぬと思ひます。御注意の点、重々気をつけまして、今後の行政指導に当たりたいと思ひます。

○政府委員(牛丸義留君) これは胎児に關係があるわけでござりますから、男がそれを飲んでも別に影響はないといふふうに私どもは承知しております。○藤原道子君 私はこの際、昨年以来国会でたびたび問題になつておられました中性洗剤の問題で、若干御質問いたしましたいと申しますが、たゞ申上げかねますが、ただいま申されましたような点も考慮いたしまして、行政指導も行ない、そういう宣伝指導もするようやつていておりましたが、今後十分、これが徹底しますよ

うにやつていただきたいと思います。

なお、睡眠薬につきましては、十分な收容施設につきましては、前に山下委員にも答えましたとおり、私も実情を十分研究させていただきまして、万全の策を講じさせていただきました。

○藤原道子君 これは新聞で承知したことで、よくわからないのですが、今度手術で効果があるとかいうので、外國からその道の権威者が日本へ来るとかといふようなことをちょっとと新聞で見たんですが、サリドマイドの奇形児の問題で、そういう場合には、もしもが、費用等は、その親さんがお持ちされて対策を立てられますよう強く要望しまして、このあざら児の問題についても、私はこれまで質問を終わります。

○政府委員(牛丸義留君) 私まだ十分承知しておりませんので、よく調べまして御連絡いたしたいと思います。

○徳永正利君 今妊娠の問題、眠り薬の問題がいろいろ御質問ありましたか、男が飲んで何か奇形児ができるといふいます。

○政府委員(牛丸義留君) それも印刷物をあとでいただきたいと思います、委員会の委員に。

それからそのメンバーは、どういう人がやつていらしゃるのか。あの問題については、反対と賛成とずいぶん対立したはずですね。私は最近ある人

から非常に手が荒れるというようなことから、いろいろな話をして、それで中性洗剤のことについていたしました。

○藤原道子君 たゞ申上げかねますが、たゞ申上げかねますが、ただいま申されましたような点も考慮いたしまして、今後の行政指導に当たりたいと思ひます。

○政府委員(牛丸義留君) これは衆議院の速記録なんですが、小委員会を作つたわけでござりますが、小委員会にはこの常任委員会の委員長でござります慶應大学の医学部の教授の阿部勝馬先生、それから東京大学の医学部の名誉教授の小林芳人先生、東京大

学医学部名譽教授の秋谷七郎先生、このお三人が小委員になられまして、前回三回にわたりまして委員会を開いたわけでござります。最後に十一月十四日に先ほど申し上げました常任委員会

を開きましたが、このメンバーはなかなかられた方が一人ござりますが、十四名のメンバーでございまして、このとき特に加えておきたいことは、

ただいま先生の御指摘のように、もしこの委員会が賛成側だけで一方的にきめられるということはいかがかと思ひまして、特にこの問題について御意見を持っておられる柳沢教授を常任委員になつていただくようお願いをいたしたわけでございますが、これはお

断りを受けましたので、したがいまし

て十四人のメンバーで研究の成果を取
りまとめて、小委員会の意見を聞いて答
申の結論を出していただいた、かよう
な次第でございます。

○藤原道子君 そこで、その結論に基
づかれて、それで全国へ課長名で指示
をされたということになるのですが、

去年十一月三十日に課長命令ですか、
それを出されているのですが、これを
見ると、研究の結果は、何ら影響がな
い。「標記のことについては、すでに
昭和三十一年」云々と書いているわけ
ですが、いろいろ研究を重ねたけれど
も、調査会においては、あまり毒性が
ないということが答申された。した
がって「一般消費者に対しこの答申の
主旨の徹底を計られたい。」こういう
ふうな指令が出ているのですね。ところ
がこれによりますと、効果の例とし
ては回虫卵、農薬が落ちるとか水二
リットルに茶さじで幾らとか、二、三
分浸透しておくとか、あとで水洗いを
して下さいというようなことが書いて
ござりますが、これが普通の使用量で
いけば、毒性はない、心配はない、こう
いうことなんですね。それから過大広
告を禁止しておられますけれども、し
かし先ほどどなたかのお話がござい
ましたけれども、通常に使えば差しつ
かえないということは、通常とはどう
いうことか、通常でない場合に使つた
ら毒性があるのか、こういう点が、私
にはよく理解ができるわけでござい
ます。

それから二、三分水につけてそれで
四、五回洗えばいいということなんで
ございますけれども、今こう、さつき
の例じゃございませんが、テレビが非
常に中性洗剤の広告をこれでもか、こ
れでもかといふようにやつていて。と
ころがイチゴなんかをこれから洗う場
合に、二、三分イチゴを中性洗剤につ
けておいて、四、五へん洗つたらどう
なりますか。ああいうものは中に浸透
する。これを考へると、普通に使えば
毒性がなくとも、その使用によつては
非常に不安になつてくるのじゃない
かというような点で、そういうこと
は、どういうふうにお考へになつてい
るか、しかも一時影をひそめておりま
したのに、こういうものが出て以来、
ものすごいはんらんぶりなんです。売
らんかなの宣伝は目に余るくらいだと
思つてます。したがつて、私は主婦の
立場から非常に心配ですから、それで
お伺いするのです。

○政府委員(五十嵐義明君) 御指摘の
内容を検討いたしまして、十一月の
末に、先ほど先生が申されました課長
名をもちまして各都道府県の主管の局
長に連絡をいたしたわけでございま
す。なおそのほかに業者を集めま
す。なつたりでござります。たつもりでござ
います。そこで、通常の使用方法、「洗浄の
目的から基だしく逸脱しない限り人の
健康を害うおそれがない」と、こう
いう文章をそのまま裏を返して読みま
すと、少し逸脱すれば危険があるかも
しれない、こういうことにもなるわけ
でござりますが、実はそういった点に
つきましては、この答申をいただきま

するため、調査会で御了承を得ました
解説と申しますか、そういうものがござ
いますので、それを御参考に申し上
げたいと思いますが、「洗浄の目的か
ら甚だしく逸脱した場合」というのは、
例えば余り高い濃度や長い時間使うと
非常に不安になつてくるのじゃない
かというようなことであって好ましくない
ことである。また、洗剤の容器は、食
料品と間違えないようにし、必ず「洗
剤」「台所用」「洗濯用」等の文字を日本
語で書いておくなど、使用者が洗剤の
目的を逸脱しないよう行政的な指導
をするというような解説がござります。
これだけでもなお、通常の使用の限
界といふものが、いろいろ幅があると
いうようなことになつて参るわけでござ
います。先ほど申し上げました実
験の段階におきまして、急性毒性、そ
れから慢性の毒性との研究をいたしま
して、野菜、食器その他から食事に
伴つて人間のからだに入つてくる量は
どれくらいであろうかということを、
いろいろな角度から検討をしていただ
いたわけでござりますが、その結果に
よりますと、急性の毒性の場合は、御
承知のようにLD₅₀を一つの標準にして
使っておりますが、それがキログラム
当たり二グラムが、大体の各研究者の
ほとんど統一した数字でござります
が、水洗をしないでごく普通に使いま
した場合、このLD₅₀の六千分の一程度
のものが体内に入る可能性がある。そ
れから最悪の場合、水洗をしない場合
約二千分の一の量が入る可能性があ
る。それから水洗をいたしますと、こ
れはぐつと減りまして、普通の場合は
一万三千分の一ぐらい、それから非常
に条件が悪く、長時間浸したとか、あ

したときに、よくこれを一般に説明す
るために、調査会で御了承を得ました
解説と申しますか、そういうものがござ
いますので、それを御参考に申し上
げたいと思いますが、「洗浄の目的か
ら甚だしく逸脱した場合」というのは、
例えば余り高い濃度や長い時間使うと
非常に不安になつてくるのじゃない
かというようなことであつて好ましくない
ことである。また、洗剤の容器は、食
料品と間違えないようにし、必ず「洗
剤」「台所用」「洗濯用」等の文字を日本
語で書いておくなど、使用者が洗剤の
目的を逸脱しないよう行政的な指導
をするというような解説がござります。
これだけでもなお、通常の使用の限
界といふものが、いろいろ幅があると
いうようなことになつて参るわけでござ
います。先ほど申し上げました実
験の段階におきまして、急性毒性、そ
れから慢性の毒性との研究をいたしま
して、野菜、食器その他から食事に
伴つて人間のからだに入つてくる量は
どれくらいであろうかということを、
いろいろな角度から検討をしていただ
いたわけでござりますが、その結果に
よりますと、急性の毒性の場合は、御
承知のようにLD₅₀を一つの標準にして
使っておりますが、それがキログラム
当たり二グラムが、大体の各研究者の
ほとんど統一した数字でござります
が、水洗をしないでごく普通に使いま
した場合、このLD₅₀の六千分の一程度
のものが体内に入る可能性がある。そ
れから最悪の場合、水洗をしない場合
約二千分の一の量が入る可能性があ
る。それから水洗をいたしますと、こ
れはぐつと減りまして、普通の場合は
一万三千分の一ぐらい、それから非常
に条件が悪く、長時間浸したとか、あ

るいは品物に痛みがあるとか、形の上
で洗剤が残りやすいとかという場合に
あります。たゞ、それが多少上下いたし
ます。もちろんこの委員会の中には、みずか
らこの問題を研究なつた方がおられる
わけでござりますが、その御結論と
して普通商品に書いてあります通常の
場合は、液として〇・二五%を使うのが
通常でござりますが、そういう量で使
いますならば、それが多少上下いたし
ましても心配はない、こういう結論
を下されたものと承知いたしているわ
けでござります。

○藤原道子君 食品衛生調査会の答申
について、厚生省では、十分満足すべ
き回答と、こういうふうに理解してい
らっしゃるわけですか。

それから今研究機関が、ああいう毒
性がこれだけ大きな問題になつたもの
でござりますから、あらゆる研究があ
るのじやないかと思うのです。私はし
うとうでわかりませんけれども、そ
ういうものも、この機関において十分な
おつしやつても、各家庭にはかりを
持つてあるわけではなし、一般の家庭
の主婦が多く使うわけなんです。こう
いう点も、あなたの方は十分お考へに
なつておられるかどうか、さらに、慢性毒
性には答申が触れていないようでござ
います。たゞ、慢性毒性といふものは、大
体において今私たちの環境からいっ
て、あらゆる面から若干ずつ危険なも
のをとつてあると思うのです。こうい
うようなことが、いろいろ重なつてく
るわけです。着色している食品だとか
の「一、最悪の場合三百分の一」というような、こ
れだけでもなお、通常の使用の限
界といふものが、いろいろ幅があると
いうようなことになつて参るわけでござ
います。先ほど申し上げました実
験の段階におきまして、急性毒性、そ
れから慢性の毒性との研究をいたしま
して、野菜、食器その他から食事に
伴つて人間のからだに入つてくる量は
どれくらいであろうかということを、
いろいろな角度から検討をしていただ
いたわけでござりますが、その結果に
よりますと、急性の毒性の場合は、御
承知のようにLD₅₀を一つの標準にして
使っておりますが、それがキログラム
当たり二グラムが、大体の各研究者の
ほとんど統一した数字でござります
が、水洗をしないでごく普通に使いま
した場合、このLD₅₀の六千分の一程度
のものが体内に入る可能性がある。そ
れから最悪の場合、水洗をしない場合
約二千分の一の量が入る可能性があ
る。それから水洗をいたしますと、こ
れはぐつと減りまして、普通の場合は
一万三千分の一ぐらい、それから非常
に条件が悪く、長時間浸したとか、あ

ですか、そういうぐらいが適量だと
おつしやつても、各家庭にはかりを
持つてあるわけではなし、一般の家庭
の主婦が多く使うわけなんです。こう
いう点も、あなたの方は十分お考へに
なつておられるかどうか、さらに、慢性毒
性には答申が触れていないようでござ
います。たゞ、慢性毒性といふものは、大
体において今私たちの環境からいっ
て、あらゆる面から若干ずつ危険なも
のをとつてあると思うのです。こうい
うようなことが、いろいろ重なつてく
るわけです。着色している食品だとか
の「一、最悪の場合三百分の一」というような、こ
れだけでもなお、通常の使用の限
界といふものが、いろいろ幅があると
いうようなことになつて参るわけでござ
います。先ほど申し上げました実
験の段階におきまして、急性毒性、そ
れから慢性の毒性との研究をいたしま
して、野菜、食器その他から食事に
伴つて人間のからだに入つてくる量は
どれくらいであろうかということを、
いろいろな角度から検討をしていただ
いたわけでござりますが、その結果に
よりますと、急性の毒性の場合は、御
承知のようにLD₅₀を一つの標準にして
使っておりますが、それがキログラム
当たり二グラムが、大体の各研究者の
ほとんど統一した数字でござります
が、水洗をしないでごく普通に使いま
した場合、このLD₅₀の六千分の一程度
のものが体内に入る可能性がある。そ
れから最悪の場合、水洗をしない場合
約二千分の一の量が入る可能性があ
る。それから水洗をいたしますと、こ
れはぐつと減りまして、普通の場合は
一万三千分の一ぐらい、それから非常
に条件が悪く、長時間浸したとか、あ

圧力に屈したとは思ひませんけれども、そういう点がわれわれ主婦いたしましては非常に心配なところである。けれども、そういうこともあわせお考えになって、この答申案が満足すべきものであるという結論をお出しになつたのかどうか、この点について。

○政府委員(五十嵐義明君) この答申につきまして、結論的に申し上げますと、私どもは相當に広範な研究を行なつたのかどうか、この点について。いまして、権威者のお集まりの慎重御審議の結果でござりますので、たゞいまお話のございました慢性の毒性といふことも含めまして、私は満足すべき御答申であるといふふうに了解いたしておりますが、なお、つけ加えまして、お尋ねのございました二、三の点について申し上げてみたいと存じますが、どういう研究機関で、どんなふうに十分な研究が行なわれたかということをさいますが、研究の項目は、食品衛生上の問題はもちろんでございますが、皮膚障害の点、それから製造工場で、どういう障害ができるだろうかという労働省関係の問題、それから私どものほうの関係では上水道、水のほうにどういう影響があるか。それからドライで問題になりますて議論のございました下水処理について、どういう影響があるかというような項目につきまして、それをさらに細分いたしまして、たとえば食品衛生の問題でござりますと、急性毒性、慢性毒性、それから生化学的にはどういうふうになるか、あるいは皮膚を通して、どういうふうに吸収するか、あるいは野菜そのものにどういうふうに浸透して、どのくらい残るかというような、そういうふうな細目にわたりまして、

六つの研究機関、十の都道府県にて、六つの研究機関、十の都道府県において、かなり広範な研究をやつたので、かなり広範な研究をやつたので、かりに理解いたしてあるべきでございまして、また最終的な研究の成果を、今月末、あるいは来月初めにいたく分もございますが、この種の研究としては非常に系統的に広く行なわれたものと考えているわけでござります。

それから主婦が〇・二五%というようなことを使えるだらうかと、そんなものは計れるかということでございまが、これは通常キャップがございまして、このキャップ一ぱいをどれくらいいの水に溶かしてというような書き方は、そこには書いてありますように使えば、パーセントがちょうどそれに合います。私は考へておられるわけでござります。それから答申の中で、慢性毒性に触れていない、この食品の関係のみならず、そのほかにも洗濯その他で触れる面があるのじやないか、こういうお話をございますが、この点は、先生方の御答申は、もちろん食品衛生調査会としての御答申でござりますが、その内容を十分に検討いたしてみますと、他

の実験を続けておるような次第でござります。

○政府委員(五十嵐義明君) この製品につきましては、厚生省の立場では法規的な規制は行なっておりません。

○高野一夫君 これは、ずっと使っておられるならば、これは中性洗剤に限らず、この種の製品は、すべて野放しですか、どうなんですか。

○政府委員(五十嵐義明君) ただいまの御指摘の点は、私どももそのつもりで従来とも検討を続けておりますが、さらに、これを進めまして、結論を得ますればまた御報告申し上げたいと思います。

○政府委員(五十嵐義明君) たゞ少しでも疑わしいことは、まだ、研究の成果が出てから云々という言葉があつたけれども、それが出るまで、なぜこの使用をその前に許されたかということにも疑問がある。たとえて言えば、公害問題だと

て、六つの研究機関、十の都道府県にて、六つの研究機関、十の都道府県において、かなり広範な研究をやつたので、かりに理解いたしてあるべきでございまして、また最終的な研究の成果を、今月末、あるいは来月初めにいたく分もございますが、この種の研究としては非常に系統的に広く行なわれたものと考えているわけでござります。

○政府委員(五十嵐義明君) この答申につきまして、結論的に申し上げますと、私どもは相当に広範な研究を行なつたのかどうか、この点について。いまして、権威者のお集まりの慎重御審議の結果でござりますので、たゞいまお話のございました慢性の毒性といふことも含めまして、私は満足すべき御答申であるといふふうに了解いたしてます。けれども、なお、つけ加えまして、お尋ねのございました二、三の点について申し上げてみたいと存じますが、どういう研究機関で、どんなふうに十分な研究が行なわれたかということをさいますが、研究の項目は、食品衛生上の問題はもちろんでございますが、皮膚障害の点、それから製造工場で、どういう障害ができるだろうかという労働省関係の問題、それから私どものほうの関係では上水道、水のほうにどういう影響があるか。それからドライで問題になりますて議論のございました下水処理について、どういう影響があるかというような項目につきまして、それをさらに細分いたしまして、たとえば食品衛生の問題でござりますと、急性毒性、慢性毒性、それから生化学的にはどういうふうになるか、あるいは皮膚を通して、どういうふうに吸収するか、あるいは野菜そのものにどういうふうに浸透して、どのくらい残るかというような、そういうふうな細目にわたりまして、

それから主婦が〇・二五%といふふうに使うことで使えるだらうかと、そんなものは計れるかということでございまが、これは通常キャップがございまして、このキャップ一ぱいをどれくらいいの水に溶かしてというような書き方は、そこには書いてありますように使えば、パーセントがちょうどそれに合います。私は考へておられるわけでござります。それから答申の中で、慢性毒性に触れていない、この食品の関係のみならず、そのほかにも洗濯その他で触れる面があるのじやないか、こういうお話をございますが、この点は、先生方の御答申は、もちろん食品衛生調査会としての御答申でござりますが、その内容を十分に検討いたしてみますと、他

の実験を続けておるような次第でござります。

○政府委員(五十嵐義明君) この製品につきましては、厚生省の立場では法規的な規制は行なっておりません。

○高野一夫君 これは、ずっと使っておられるならば、これは中性洗剤に限らず、この種の製品は、すべて野放しですか、どうなんですか。

○政府委員(五十嵐義明君) たゞ少しでも疑わしいことは、まだ、研究の成果が出てから云々という言葉があつたけれども、それが出るまで、なぜこの使用をその前に許されたかということにも疑問がある。たとえて言えば、公害問題だと

て、それがまた将来長く使つてゐる間に、いろんな悪い副作用を起こすことだけが、その結論は出たかどうか知らんけれども、今まで伺つてないのだが、こういうものに対しても調査しておられるのか。その調査の結果はどう

ということは別問題といたしまして、関係の各局ともいろいろ相談を今までいたしております。これを量と違いまして、一般市民に対する応の彈力を持たせて考えるというのが常識でございまして、この程度の御答申、この程度の使い方であれば、そういったふうに考えているわけであります。

○高野一夫君 ちょっと関連して、あなたの御質疑は非常に大事な御質疑だから、その前に確かめたい。ちょっと伺いたいのですが、中性洗剤というのは法律的に何になつておられるのですか。

○政府委員(五十嵐義明君) 中性洗剤を規制する法律の根拠は、ただいまところございません。

○高野一夫君 そうすると、製造も自由、販売も自由、取り扱いも自由ですか、これは中性洗剤に限らず、この種の製品は、すべて野放しですか、どうなんですか。

○政府委員(五十嵐義明君) この製品につきましては、厚生省の立場では法規的な規制は行なっておりません。

○高野一夫君 これは、ずっと使っておられるならば、これは中性洗剤に限らず、この種の製品は、すべて野放しですか、どうなんですか。

○政府委員(五十嵐義明君) たゞ少しでも疑わしいことは、まだ、研究の成果が出てから云々という言葉があつたけれども、それが出るまで、なぜこの使用をその前に許されたかということにも疑問がある。たとえて言えば、公害問題だと

て、それがまた将来長く使つてゐる間に、いろんな悪い副作用を起こすことだけが、その結論は出たかどうか知らんけれども、今まで伺つてないのだが、こういうものに対しても調査しておられるのか。その調査の結果はどう

か。それから主婦の皮膚が、とても荒れる。どうかすると非常に湿しんが出るのですね、というようなことも、これは何ら害がないと言いたい切れるかどうか。それはどうなんですか。

〔委員長退席、理事藤田藤太郎君着席〕

○政府委員(五十嵐義明君) 疑わしいうちは禁止をしろと、こういうお話をあります。実は、これが日本で初めて入りましたのは昭和二十五年ぐらにサンプルとして入りましたよなわけでございます。その後だんだんと使われるようになつたのでございますが、私ども外国の文献、また一部先ほど薬務局長からも話がありました国立衛生試験所で試験をやりまして、安全性を認めたので、これについては特別の禁止とかその他の規制をしなかつたわけでございますが、その後問題になりましたので、再度研究の結果、先ほど申し上げましたような答申が出たようなわけでございます。それから魚介類、真珠貝等、そういうものについての研究ということは、これもいたしておりません。私どものほうは、一應人の健康の問題に——どういう影響があるかということを中心にして研究をいたしたわけでございまして、これは皮膚の湿しんにつきましては、これはその御婦人の体質と申しますが、によりまして、やはり湿しんとか、あるいは荒れとか、そういうのが出る方があるようでございます。この点は確かに、そういう点もござります。

○藤原道子君 ところが外国の文献とおっしゃるんですが、私アメリカへ行つたときに、アメリカでは食品をあ

まり洗つていないようなんです。それで使用上の注意に、必ずゴムの手袋をはめて使用する。それで薬の中の中性洗剤を売るときにサービスでゴムの手袋をつけて売っている薬もある。そのくらい親切にしてある。しかもお皿を洗うとか、お洗たくをするとか、そういう面には使つてゐるようですが、野菜類、食品にはあまり使つていないようには私は承知しておる。これは私が間違つていて、あなたのほうに文献があらに別ですが、とにかく食品に堂々と使つて、食品の消毒になるんだと大々的に宣伝しているのは、どうも日本だけじゃないかと思うんです。

〔理事藤田藤太郎君退席、委員長着席〕

それからもう一つ。サリドマイドのお藥もドイツで売り出して、ドイツで騒ぎ出した。ところがこの中性洗剤も、ドイツでは今製造も使用も禁止しているといふじゃないですか。あなたのはうは心配です。ただでさえ肝臓が悪い人がふえて、アレルギー体质の人があふえている、こういうときに、少しでも疑わしいものは、もっと真剣な考慮が払われてもいいんじゃないか、こう思つてます。いかがでございますか。

○委員長(加瀬完君) ちょっと速記をやめて。

〔速記中止〕

○委員長(加瀬完君) 速記をつけて。

○政府委員(五十嵐義明君) 外国的事情は、私も向こうを見て参つた者から聞いておる程度でございますが、アメリカでは、家庭では使用していないといふようなお話をございましたが、これは販売の習慣が違うというような点がございまして、家庭に入る前に、これが使われて洗浄されて、きれいな形になつて販売されておるというふうに四年の十月一日以降は、これを体刑をもつて処罰する、というようなことがで今使用を禁止し、製造を禁止している。ところが、日本では研究したけれども、どうも害がない、これは一体、どういうことなんですか。

私は事は、人命に関することですかを禁止して、ほんとうに調査した結果、結論でも、どの面から見ても心配がないということになつてから、初め

て十分なる注意を専えて、販売を許可するということになればいけない。

ところがこのごろ終末処理下水はから禁止をする予定であります。これが二年間延びまして、一九六四年以降に、一定のパーセントで分解するよ

う、そして何にも、注意書にしたって何にしたって簡単な——これはあなたのはうの通達を見れば、喜んで業者は販売しますよ。しかし、使わせられる

きた。それを飲んでいるうちに、知らずに身体に影響があつたといつたら、一休どういう結果になるか。ですから、厚生行政を担当される皆さんは、国民の命を預かっていらっしゃる。したがつて私どもがこの問題に神経質になる。界而活性剤はなかなか溶解しないといつじやないですか。あるいはまた血を溶かす、溶血作用と危険があるといつよなこともいわれる科学者もある。だから反対の科学者が断わつたから、その人に入つてもらわなかつたとおつしやるけれども、やはり柳沢さんたちが、ずいぶん脅迫されているらしいのです。けれども、その中を敢然として反対の意見を堅持していらっしゃる。だが好んでそんなことをしますか。科学者としての良心があればこそ、これを忠実に主張しておいでになると思う。したがつて最後の結論は、こういう反対の人も学説をもつて反対しているんだから、そういう人たちの意見も、やはり尊重してほしいと思う。私は昨晩これを一生懸命読んでみて、こういうふうにはつきり対立している、そういう参考人はあまりないですよ。ところが、今度の結論には、その反対意見が入つてないので世間で、どうも厚生省が業者の圧力に負けたんだなんといつわざもありますよ。そういうわざが入るのは、それは、そうだろうと思う。原理はみんなアメリカからきてる。それでもつて三井系が八五%の製品だといつますよ。どうもそういうところから、厚生省が軟弱であり、あるいはまた業者

に押されたんだといつようなうわざが出るようになる。私は、そういう点が心配でござりますから……。あなたは今、下水の問題は起きてないといつおつしやつたけれども、私の知つてゐる限りでは下水問題も起きている。あるいはこれはなかなか何といつますか、あれしないものだから、キャベツなんかがなまのままパキッとした状態のまま流れしていくから処理ができない。これでずいぶん何といつますか、塵芥を集めん人たちも困つていい。こういうことを聞いて、悩みを訴えられている。そういう点はどう考えているか、どう認識されていられるかを聞かしてほしい。

○政府委員(五十嵐義明君) 下水の処理につきましては、中間的な報告しか受けておりませんが、なお年度末あるいは来年度早々には、全部の下水関係の資料がまとまると思います。現在まで受け取りましたところでは、あぶくが出てる。これは○・五 P.P.M. ぐらいのときにはあくが出るといつことがございまして、それを水、シャワーで処理しまして、それを水、シャワーで処理するという程度で、それ以上、下水終末処理の場合の細菌による消化作用と申しますが、そういうことに障害があるといつます。

それから上水につきましては、なるほど昨年多摩川の関係などで雨量が非常に少ない場合に、水量がわずかなるのでございますから A.B.S. の量がふえたといつような例がございましたが、それから上水につきましては、その後活性炭素を使つて設備を完備いたしまして、手元の資料もございますが、ほとんど根絶、あるいはごくわずかの量が出ると

いう程度で、健康に支障のあるようないます。

量は出でおりません。

それからなお、これは念のためござりますが、先ほど慢性、急性の毒性

のときに、人体内に入る量と安全度を

LD₅₀と比較いたしましたときにも、

外国で通常使われております水道の中に入つてある許容量のかりに二倍の量

が入つた水を飲んだ場合入る量を含めまして、それだけの安全率を見て計算をしたのでございまして、そういうた

点も、私ども安全性については、ある程度の確信を申しますが、そういつた考え方を持っております。

それから井戸につきましても、実は全国で五百カ所近く調べたわけでござります。答えるございましたのは四百四十幾つかでございますが、その中で、やはり A.B.S. が含まれておるものでございました。これにつきまして条件を調べてみると、たとえば井戸の深さ五メートル以下であるとか、あるいは大腸菌がその中から出てくるといふことで、A.B.S. とは無関係にも、その水は飲料不適であるといつような井戸がほとんどでございまして、これはもちろん A.B.S. の問題について、今後十分に注意して参らなければならぬと思いますが、井戸の構造、設備、

それが数字の上では、科学技術庁の研究費でやりました数字と、ほとんど同じ

申でございまして、もちろん学説と申しますが、対立した御意見の方の資料

も十分参考にいたしまして、むしろそ

れが数字の上では、科学技術庁の研究

費でやりました数字と、ほとんど同じ

申でございまして、もちろん学説と申

ます。しかし、何らかの規則を作る。それから先ほどもお話をございまして、何ら規制がなく野放しといつても、これは大きな問題だと思いまして、この点も十分御検討いただき、何らかの規則を作る。それからドイツでこれを禁止するといつことになつたからこそ、ドイツでは溶解

性——分解しやすいもの、A.B.S. でなく、もつと分解しやすいものを研究す

ます。私たちもドイツが危険だと思

るといつよう、また一段の進歩が出

ているわけですね。これをみると

に、私たちもドイツが危険だと思

るといつよう、また一段の進歩が出

ているわけですね。これをみると

が、あるいはまあ、そのほかにもいろいろな問題ござりますが、そういう結果が見られるが、動物実験では、それは見られないといつような実験もございまして、この溶血作用云々といつこと

が見られるが、動物実験では、それは見られないといつような実験もございまして、試験管内では、溶血作用

が見られるが、動物実験では、それは見られないといつような実験もございまして、試験管内では、溶血作用

が見られるが、動物実験では、それは見られないといつような実験もございまして、試験管内では、溶血作用

が、あるいはまあ、そのほかにもいろいろな問題ござりますが、そういう結果が見られるが、動物実験では、それは見られないといつような実験もございまして、試験管内では、溶血作用

が見られるが、動物実験では、それは見られないといつような実験もございまして、試験管内では、溶血作用

が見られるが、動物実験では、それは見られないといつような実験もございまして、試験管内では、溶血作用

ども、そんなもののまざった水を飲んでいるなんと思うと、とてもいやでござります。もう少し責任のある、もう少し権威のある御答弁が願えるようになります。

に、さらに御検討をお願いしたい。

たいへん憎まれ口聞きましたが、私は事、人命に関するもの、これを究明して安全を期するのが政治の務めだと思

いますので、あえてお伺いしているわけです。また日をあらためて、私ももう少し勉強いたしまして、さらにこの問題の御質問を申し上げたい、こう思

います。

○政府委員(五十嵐義明君) 藤原先生からも非常に専門的な御知識を基礎にしまして、いろいろ御質問、あるいは御指摘、あるいは御要望を受けたわけでございますが、十分御趣旨を体しまして、先ほど高野先生からも御要望のございました法規的な規制というふうな点も含めまして、十分研究、検討さ

していただきたいと存じます。

○高野一夫君 私、ちょっとと政務次官にお願いしておきたいんですが、今、局長も触れられたんですが、私は、先ほど中性洗剤が法律的に何だということについてお聞きしたら何もないんですね。化学的製品であるのだから、何事もない場合もあれば危険性を伴う場合もある。化学的製品——農業は農薬取締法で、医薬品は薬事法で、食品添加物は食品衛生法で取り締まる、まあ食品衛生法的に何の解釈もなければ、何の取り締まりもできないといふので、関係局家庭で常用されるこの化学的製品が、

法的に何の解釈もなければ、何の取り締まりもできないといふので、関係局とよく相談して話をまとめる、こうい

うことでおざいましたから、これはひとつ政務次官、大臣が中座になられて

医務局、薬務局、公衆衛生局、環境衛生局、少なくともこれだけは関係があ

ると思いますので取りまとめて、そし

て何らかの法的の解釈、定義、そして取り締まりの対象にするということ

の案をお作りになる特にお願いしておきたい。

○政府委員(渡海元三郎君) 私、大臣と交代いたしましたので、出ておりま

せんので、先ほどの御質問の内容は聞いておりませんが、ただいま御要望のございました点ごもっともだと思います

ので、十分検討いたしまして、御要望に沿うように善処させていただきました。

○藤原道子君 理事と委員長にお願いがあります。

それから時水池ですか、こういうところへ一度委員会で見に行きたいと思う

んです。そういうようなことも、やはり御計画をお考え願いたいわけです。

○委員長(加瀬完君) ただいまの藤原君の御意見は、委員長理事会で打ち合

いです。そういうようなことも、やはり御計画をお考え願いたいわけです。

ほかに御発言がございませんか、——

御発言もないようありますので、本件に関する調査は、この程度にとどめます。

本日は、これにて散会いたします。
午後三時四十八分散会

三月二十日木委員会に左の案件を付託

され

一、中高年齢者雇用促進法案
重雄君発議)

中高年齢者雇用促進法案 中高年齢者雇用促進法

目次

第一章 総則(第一条・第二条)

第二章 政府等の業務(第三条—第十七条)

第三章 雇用義務(第八条—第十六条)

第四章 諮問機関(第十三条)

第五章 雑則(第十四条—第十六条)

第六章 附則

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、中高年齢者で

ある失業者が適当な職業に就くことを促進することによって、その職業及び生活の安定を図るとともに、これらの者を経済の興隆に寄与させることを目的とする。

(定義)

第二条 この法律で「中高年齢者」とは、三十五才以上の者をいう。

2 この法律で「従業員」とは、国、地方公共団体又は日本専売公社、日本国有鉄道、日本電信電話公社

その他これらに類する政令で定める団体(以下「国その他の公的団体」という。)の機関で常時勤務する職員であつて、國家公務員法(昭和二十二年法律第百三十号)第二条第三項第一号から第十一号までに掲げる職員その他の政令で定める職員以外のもの及び国その他の公的団体以外の者に常時雇用される労働者をいう。

3 この法律で「中高年齢者雇用割合」とは、各雇用主について、当該事業(国又は地方公共団体に

つては、政令で定める機関とする)における従業員の総数に対する当該従業員のうちの中高年齢者である従業員の数の割合をい

う。

查、研究及び資料の整備を行なわなければならぬ。

第三章 雇用義務

第八条 次の各号に規定する割合をもつて中高年齢者雇用割合の基準(以下「法定基準」という。)とする。

第九条 雇用主(国又は地方公共団体にあつては、政令で定める機関ごとにその任命権者とする。以下同じ。)は、中高年齢者雇用割合が法定基準に達していない場合において、新たに従業員を雇用するに当たつては、その新たに雇用する従業員の総数のうちの中高年齢者の数を、当該総数に、法定基準

について、新たに従業員を雇用するに当たつては、その新たに雇用する従業員の総数のうちの中高年齢者の数を、当該総数に、法定基準

に百分の十を加えた割合を乗じて得た数（一人未満の端数は、切り捨てる。）以上にしなければならない。ただし、中高齢者の求職者がなかつた場合その他のやむを得ない事由による場合は、この限りでない。

（雇用割合の維持義務）

第十一条 雇用主は、中高齢者雇用割合が法定基準以下である場合において、従業員の解雇その他の異動を行なうに当たつては、当該中高齢者雇用割合を当該解雇その他の異動により低下させてはならない。ただし、従業員の死亡、従業員の責に帰すべき事由又は従業員の都合による離職又は転職その他のやむを得ない事由による場合は、この限りでない。

第十二条 雇用主は、中高齢者雇用割合が法定基準をこえている場合において、従業員の新たな雇用において、従業員の他の異動を行なうに当たつては、当該雇用又は当該解雇その他の異動を行なつた後における中高齢者雇用割合を法定基準より低下させではなくならない。ただし、中高齢者の求職者がなかつた場合又は従業員の死亡、従業員の責に帰すべき事由若しくは従業員の都合による離職若しくは転職その他やむを得ない事由による場合は、この限りでない。

（雇用に関する国等の計画の作成義務等）

第十三条 第八条第一号の雇用主は、従業員の雇用について、当該機関の中高齢者雇用割合が法定基準に達していないときは、中高

年齢者である従業員の数が法定基準以上となるようするため、政令の定めるところにより、中高齢者の雇用に関する計画を作成しなければならない。

2 前項の雇用主は、政令の定めるところにより、同項の計画及びその実施状況を労働大臣（市町村にあつては、都道府県知事。以下次項において同じ。）に通報しなければならない。

3 労働大臣は、特に必要があると認めたときは、第一項の計画を作成した雇用主に対して、その適正な実施に關する事項を勧告することができる。

第四章 諸問機関

（諸問機関）

第十三条 労働大臣は、中高齢者の雇用の促進に関する重要事項については、あらかじめ、雇用審議会の意見を聞いて決定しなければならない。

2 雇用審議会は、労働大臣の諮問に応するほか、中高齢者の雇用の促進に必要と認める事項を関係行政機関に建議することができる。

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

（職業安定法の改正）

第二条 職業安定法（昭和二十二年法律第二百四十一号）の一部を次のように改訂する。

第二十二条中「身体に障害のある者」の次に「中高齢者」を加える。

（労働省設置法の改正）

第三条 労働省設置法（昭和二十四年法律第二百六十二号）の一部を次のように改訂する。

三十八の三 中高齢者雇用促進法（昭和三十八年法律第二百四十六号）に基づいて、中高齢者の雇用に関する計画の実施について必要な勧告をする

の雇用若しくは離職の状況、賃金その他の労働条件等中高齢者の職業の安定に關し必要な報告をさせることができる。

（連絡及び協力）

第十五条 職業安定事務所、公共職業安定所その他の職業安定機関及び雇用促進事業団は、中高齢者の再就職を促進し、その他この法律の目的を達成するため、相互に密接に連絡し、及び協力しなければならない。

（適用除外）

第十六条 この法律は、防衛庁、警察庁、海上保安庁その他政令で定める国その他の公的団体の機関については、適用しない。

附 則

（制度の検討義務）

第四条 政府は、この法律の施行後三年を経過した日において、中高齢者で安定した職業に就くことができなかつたものが引き続き相当数あるときは、すみやかに、移住資金又は雇用奨励金の支給、宿舍の貸与、職業訓練の拡充その他の中高齢者の職業及び生活の安定を促進するため必要な措置を講ずる法律案を国会に提出しなければならない。

第五条 第二条第三項の公共職業訓練その他の法令の規定に基づき失業者に対する作業環境に適応することを容易にさせ、又は就職に必要な知識及び技能を習得させるために行なわれる訓練（講習を含む）であつて政令で定めるものをいう。以下同じ。」に改める。

第六条 第十七条ただし書中「七百円」を「八百六十円」に改め、同条に次の四項を加える。

「八百六十円」に改め、同条に次の四項を加える。

失業保険金の額は、受給資格者に扶養親族（主としてその者により生計を維持されている配偶者（届出をしていないが、事実上婚姻関係にあるものと含む。）をい。以下同じ。）又は十八歳未満の子（十八歳以上の子のうち命令で定める廃疾の状態にあるものを含む。）をい。以下同じ。）があるときは、前項の規定にかかる、同項の日額に相当する額に扶養親族一人につき二十円（子のうち一人を除いた子については、十円）

律案

失業保険法の一部を改正する法律

失業保険法（昭和二十二年法律第二百四十六号）の一部を次のように改正する。

第十五条第一項中「疾病又は負傷のために引き続き百八十日以上」を「疾病、負傷その他の労働大臣が中央職業安定審議会の意見を聞いて定める理由により引き続き三十日以上」に改める。

第十六条第三項中「回」を「一回」に改め、同条第三項第三号中「公共職業訓練」を「公共職業訓練等（職業訓練法（昭和三十三年法律第二百三十三号）第二条第三項の公共職業訓練その他の法令の規定に基づき失業者に対する作業環境に適応することを容易にさせ、又は就職に必要な知識及び技能を習得させるために行なわれる訓練（講習を含む）であつて政令で定めるものをいう。以下同じ。）に改める。

第十七条ただし書中「五百円」を「八百六十円」に改め、同条に次の四項を加える。

失業保険金の額は、受給資格者に扶養親族（主としてその者により生計を維持されている配偶者（届出をしていないが、事実上婚姻関係にあるものを含む。）をい。以下同じ。）又は十八歳未満の子（十八歳以上の子のうち命令で定める廃疾の状態にあるものを含む。）をい。以下同じ。）があるときは、前項の規定にかかる、同項の日額に相当する額に扶養親族一人につき二十円（子のうち一人を除いた子については、十円）

失業保険法の一部を改正する法律

を加算した額とする。

前項の規定による加算は、受給資格者が、命令の定めるところによつて、同項の規定に該当する旨を公共職業安定所に届け出た日以後最初に行なわれる失業の認定に係る失業保険金の支給の対象となる最初の日以降で同項の規定に該当する日分について行なう。

受給資格者が、天災その他やむを得ない理由により前項に規定する届出をすることができなかつた場合において、その理由がやんだ日から七日以内に届出をしたときは、同項の規定の適用については、その理由が生じた日に届出がされたものとみなす。

第二項の規定により加算された額の失業保険金の支給を受ける受給資格者は、その配偶者又は子が扶養親族の要件を欠くに至つたときは、命令の定めるところによつて、公共職業安定所にその旨を届け出なければならない。

第十七条の二に次の二項を加える。

第二項の規定によつて賃金日額を算定するところが困難であるときは、労働大臣が定めるところにより算定する額を賃金日額とする。

第十七条の三中「第十七条但書」を「第十七条第一項ただし書」に改める。

第十七条の四第一項中「十円を控除した額と失業保険金の日額」を「百円を控除した額と失業保険金の日額」(当該失業保険金の日額が第十七条

第二項の規定による加算を行なつたものである場合には、その加算を行なう前の額)に改める。

第十九条中「失業の日数」の下に「(疾病又は負傷のため職業につくことができない日数を含む。)」を加え

第二十条の二を次のように改める。
第二十条の二 次の各号の一に掲げる期間が五年以上である者には、前条第一項の規定にかかるらず、

第十八条に規定する一年の期間(以下受給期間といふ)内において、通算して百八十五日分をこえて

失業保険金を支給することができる。ただし、その期間が十年以上である者については二百七十日分、五年以上十年未満である者については三百六十日分をこえては支給しない。

第一十五条规定に該当するに至つた後ににおける最初の離職に係る被保険者の資格の取得の確認があつた場合において、被保険者は、第一項の規定の適用について、確認があつた日の二年前の日より前であるときは、第一項の規定の適用について、確認があつた日の二年前の日より前である

一通算対象期間が一箇月に満たないとき、又は通算対象期間に一箇月に満たない端数があるときは、これを切り捨てる。

二 前後の通算対象期間の間ににおいて失業保険金の支給を受けた

ことがあるときは、当該失業保

險金に係る離職の日前の通算対

象期間(前項の規定によつて合算されたものを含む。)について

は、これを当該失業保険金の所定給付日数(前条第一項又はこの第一条第一項若しくは次項の規定により受給期間内において受給資格者に失業保険金を支給することができる日数をいう。以下同じ。)の決定の基礎とされた期間から当該失業保険金の支給を受けた日数の所定給付日数に対する割合(当該割合が一をこえるときは、一とする。)を当該期間に乗じて得た期間を減じた期間として計算する。

三 前号の規定によつて計算した期間が一箇月に満たないとき、

期間内にないときは、当該直前の被保険者であつた期間及びその前の被保険者であつたすべての期間を除くものとし、以下の通算対象期間といつて行なう。

第二十条の二の各号の一に掲げる期間が五年以上である者には、前条第一項の規定にかかるらず、

第十八条に規定する一年の期間(以下受給期間といふ)内において、通算して百八十五日分をこえて

失業保険金を支給することができる。ただし、その期間が十年以上である者については二百七十日分、五年以上十年未満である者については三百六十日分をこえては支給しない。

第一十三条の二の規定による被保険者の資格の取得の確認があつた場合において、被保険者は、第一項の規定の適用について、確認があつた日の二年前の日より前であるときは、第一項の規定の適用について、確認があつた日の二年前の日より前である

一通算対象期間が一箇月に満たないとき、又は通算対象期間に一箇月に満たない端数があるときは、これを切り捨てる。

二 前後の通算対象期間の間ににおいて失業保険金の支給を受けた

ことがあるときは、当該失業保

險金に係る離職の日前の通算対

象期間(前項の規定によつて合

算されたものを含む。)について

は、これを当該失業保険金の所

定給付日数(前条第一項又はこの第一条第一項若しくは次項の規定により受給期間内において受給資格者に失業保険金を支給することができる日数をいう。以下同じ。)の決定の基礎とされた期間から当該失業保険金の支給を受けた日数の所定給付日数に対する割合(当該割合が一をこえるときは、一とする。)を当該期間に乗じて得た期間を減じた期間として計算する。

三 前号の規定によつて計算した期間が一箇月に満たないとき、

又はその期間に一箇月に満たない端数があるときは、これを切り捨てる。

第一項第一号又は第二号に掲げる期間が一年未満であつて、離職の日以前一年間に被保険者期間が通算して九箇月以下である者は、前条第一項の規定にかかるらず、

第二十条の二の各号の一に掲げる期間が五年以上である者には、前条第一項の規定にかかるらず、

第十八条に規定する一年の期間(以下受給期間といふ)内において、通算して百八十五日分をこえて

失業保険金を支給することができる。ただし、その期間が十年以上である者については二百七十日分、五年以上十年未満である者については三百六十日分をこえては支給しない。

第一十三条の二の規定による被保険者の資格の取得の確認があつた場合において、被保険者は、第一項の規定の適用について、確認があつた日の二年前の日より前であるときは、第一項の規定の適用について、確認があつた日の二年前の日より前である

一通算対象期間が一箇月に満たないとき、又は通算対象期間に一箇月に満たない端数があるときは、これを切り捨てる。

二 前後の通算対象期間の間ににおいて失業保険金の支給を受けた

ことがあるときは、当該失業保

險金に係る離職の日前の通算対

象期間(前項の規定によつて合

算されたものを含む。)について

は、これを当該失業保険金の所

定給付日数(前条第一項又はこの第一条第一項若しくは次項の規定により受給期間内において受給資格者に失業保険金を支給することができる日数をいう。以下同じ。)の決定の基礎とされた期間から当該失業保険金の支給を受けた日数の所定給付日数に対する割合(当該割合が一をこえるときは、一とする。)を当該期間に乗じて得た期間を減じた期間として計算する。

三 前号の規定によつて計算した期間が一箇月に満たないとき、

前項の規定による地域を指定しようとするとき」に改め、同条第一項の次に次の二項を加える。

前項の規定による措置に基づき所定給付日数をこえて失業保険金の支給を受けることができるものと、劳働大臣が指定する地域に住所又は居所を変更した場合には、引き続き同項の規定による措置に基づき所定給付日数をこえて失業保険金を支給することができる。

第二十条の五第一項中「又はその指示した公共職業訓練を受けること」と「、その指示した公共職業訓練等を受けること又は劳働大臣が中央職業安定審議会の意見を聞いて定めた基準に従つて公共職業安定所が行なうその者の再就職を促進するため必要な職業指導を受けること」に改める。

第二十二条第一項本文中「公共職業訓練」を「公共職業訓練等」に改め、同条第一号中「訓練を受けることを指示された職業訓練等を受けることを指示された職種」に改め、同条第二号中「就職するため」の下に「又は公共職業訓練等を受けるため」を加え、同条第二項中「前項各号の一に該当するかしないか」を「第一項各号の一に該当するかしないかを認定しようとするとき又は前項の正当な理由があるかないか」に改め、同条第一項の次に次の二項を加える。

受給資格者(第二十条の五第一項本文に規定する者を除く。)が、正當な理由がないと認められるにかかわらず、劳働大臣が中央職業安定審議会の意見を聞いて定め

前項の規定による措置を決定しようとするとき」を「第一項の規定による措置を決定しようとするとき、又は

その前の被保険者であつた期間について当該被保険者の資格の取得の日がその直前の被保険者の資格の喪失の日以後一年の期間が一箇月に満たないとき、

た基準に従つて公共職業安定所が行なうその者の再就職を促進するためには必要な職業指導を受けることを拒んだときは、その拒んだ日から起算して「箇月」をこえない範囲内において公共職業安定所の定める期間は、失業保険金を支給しない。

第二十三条第一項中「失業保険金の支給」を「保険給付」に改め、同条第二項中「前項」を「第一項」に改め、同条第一項の次に次の二項を加える。

受給資格者が前項の規定による給付の制限を受けたためその日以後において当該受給資格に基づき失業保険金の支給を受けることができる日数の全部又は一部につき失業保険金の支給を受けることができなくなつたときは、第二十三条第二号、第二十六条第四項及び第二十六条の二第一項の規定の適用については、その支給を受けることができないことがあつたものとみなす。

第二十五条及び第二十六条を次のように改める。

(技能習得手当及び寄宿手当)

第二十五条 受給資格者が、公共職業安定所の指示した公共職業訓練等(その期間が一年をこえるものを除く。以下同じ。)を受ける場合には、政府は、技能習得手当を支給することができる。

受給資格者が、公共職業安定所の指示した公共職業訓練等を受けたため、その者により生計を維持している同居の親族(届出をし

ていないが、事实上その者と婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。)と別居して寄宿する場合には、政府は、寄宿手当を支給することができる。

第二十三条第一項の手当の額その他手当の支給に関する事項は、労働大臣が、中央職業安定審議会の意見を聞いて定める。

第二十三条第一項及び第三項並びに第二十三条の二の規定は、第一項及び第二項の手当の支給について準用する。

(傷病給付金)

第二十六条 受給資格者が、離職後公共職業安定所に出頭し求職の申込みをした後において、疾病又は負傷のために職業につくことができない場合には、政府は、当該疾病又は負傷のために失業保険金の支給を受けることができない口について、傷病給付金を支給することができる。

前項の規定に該当する者が、傷病給付金の支給を受けるには、命令の定めるところによつて、同項の規定に該当することについて公共職業安定所の認定を受けなければならぬ。

傷病給付金の額は、第十七条第一項又は第二項の規定による失業保険金の日額に相当する額とする。

傷病給付金は、第一項の規定に該当する者の所定給付日数から当該受給資格に基づきすでに失業保険金を支給した日数を差し引いた日数をこえては支給しない。

第二十一条第一項若しくは第二

項又は第二十二条第一項の規定により失業保険金を支給しないこととされた期間は、傷病給付金を支給しない。

傷病給付金の支給があつたときは、この法律の規定(第二十三条及び第二十三条の二)の規定を除く。の適用については、当該傷病給付金を支給した日数に相当する日数分の失業保険金の支給があつたものとみなす。

傷病給付金は、公共職業安定所において、第二項の規定により公共職業安定所の認定を受けた日分を当該職業につくことができない理由がやんばら後における最初に失業保険金を支給すべき日(当該職業につくことができない理由がやんばら後において失業保険金を支給する最も近い日)に支給する。ただし、当該職業につくことができない場合には、公共職業安定所の定める日に支給する。ただし、当該職業につくことができない期間が引き続き一箇月をこえるに至つた者については、その期間中ににおいて公共職業安定所の定める日に支給することができる。

第三項中「失業の認定」とあるのは、「第二十六条第二項の認定」と、第十七条の四第一項中「第十六条の規定によつて公共職業安定所において認定を受けた失業の期間」とあり、同条第二項中「失業の認定を受けた期間」とあるのは、「第二十六条第二項の認定を受けた期間」と読み替えるものとする。

第二十六条の二第三項中、「第二十三条の二及び第四十七条第一項」を「及び第二十三条の二」に改め、同条第五項中「第二十三条及び二十三条规定に該当することについて公

規約を含む。により行なわれるものうち政令で定めるものを受け取ることができる場合には、支給しない。

傷病給付金の支給に關し必要な事項は、労働大臣が、中央職業安定審議会の意見を聞いて定める。

第十七条第三項から第五項まで、第十七条の四から第十九条まで、第二十三条第一項及び第三項並びに第二十三条の二の規定は、傷病給付金の支給について準用する。この場合において、第十七条第三項中「失業の認定」とあるのは、「第二十六条第二項の認定」と、第十七条の四第一項中「第十六条の規定によつて公共職業安定所において認定を受けた失業の期間」とあり、同条第二項中「失業の認定を受けた期間」とあるのは、「第二十六条第二項の認定を受けた期間」と読み替えるものとする。

第二十六条の二第三項中、「第二十三条の二及び第四十七条第一項」を「及び第二十三条の二」に改め、同条第五項中「第二十三条及び二十三条规定に該当することについて公

第三十八条の五の日雇労働被保險者以外の被保險者に係る失業保険事業については、保険料に要する費用の四分の一を負担する。

第三十八条の五の日雇労働被保險者に係る失業保険事業については、保険料に要する費用の四分の一を負担する。

第三十八条の五の日雇労働被保險者に係る失業保険事業については、保険料に要する費用の四分の一を負担する。

第三十八条の五の日雇労働被保險者に係る失業保険事業について、国庫は、毎会計年度において、支給した保険料総額の四分の三に相当する額が徵収した保険料総額をこえる場合は、当該超過額について、前項第一号の規定による国庫の負担額を加えて国庫の負担が当該会計年度において支給した保険給付総額の三分の一に相当する額に達する額までを負担する。

第三十八条の五の日雇労働被保險者に係る失業保険事業について、国庫は、毎会計年度において、支給した保険料総額の三分の一に相当する額をこえる場合には、第一項の規定による傷病手当金、労働基準法(昭和二十二年法律第四十九号)第七十六条の規定による休業補償、労働者災害補償保険法(昭和二十二年法律第五十号)第十二条の規定による休業補償費その他これらに相当する給付であつて法律(法令の規定に基づく条例又は

する費用)を「移転費」に改める。

第二十八条を次のように改める。

(国庫の負担)

第三十八条 国庫は、次の区別によつて保険給付に要する費用の一部を負担する。

一 第三十八条の五の日雇労働被保險者以外の被保險者に係る失業保険事業については、保険料に要する費用の四分の一を負担する。

二 第三十八条の五の日雇労働被保險者に係る失業保険事業については、保険料に要する費用の四分の一を負担する。

付給額の四分の一に相当する額)を負担する。

国庫は、前三項の費用のほか、毎年度予算の範囲内において、失業保険事業の事務の執行に要する経費を負担する。

第三十条の二第一項中「前条第一項」の下に「第一号」を加える。

第三十条第二項を次のように改め、同条第三項を削る。

労働大臣は、毎会計年度において、徴収した保険料総額と国庫の負担額(第二十八条第四項の規定に基づくものを除く。)との合計額と支給した保険給付総額と福祉施設に要した費用(翌年度への繰越額を含む。)との合計額との差額を当該会計年度末における失業保険特別会計の積立金に加減した額が、当該会計年度において徴収した保険料総額の二倍に相当する額をこれ、又は当該保険料総額に相当する額を下るに至つた場合において、必要があると認めるときは、中央職業安定審議会の意見を聞いて、千分の十二から千分の十六までの範囲内において前項に規定する保険料率を変更することができる。

第三十五条第三項中「民法」の下に「明治二十九年法律第八十九号」を加える。

第三十八条の五第一項中「第二十一条、第二十二条、第二十三条」を「第二十三条まで」に、「第二十四条、第二十六条の二、第二十七条」を「第二十四条から第二十七条规定まで」に、「第三十条から第三十二条まで、第三十

四条から第三十四条の五まで」を「第三十条から第三十四条の五まで」に改める。

第三十八条の九第三項中「第三十八条の六の規定に該当する者」の下に「又は次条第一項の申出をした者」を加え、同条第五項を次のように改める。

失業保険金は、各週(日曜日から土曜日までの七日をいう。)につき日雇労働被保険者が職業につかなかつた最初の日については、支給しない。

第三十八条の九の次に次の三条を加える。
(受給要件の特例)

第三十八条の九の二 日雇労働被保

業者が失業した場合において、次

の各号のいずれにも該当するとき

が、当該会計年度において徴収しし出で、次条に定める失業保険金の支給を受けることができる。

一 繼続する六月間に保険料が各月十一日分以上、かつ、通算して八十四日分以上納付されていること。

二 前号の六月のうち後の五月間に第三十八条の六の規定による失業保険金の支給を受けていないこと。

三 第一号の六月の最後の月の翌月以後二月間(申出をした日が当該二月の期間内にあるときには、申出をした日までの間)に

第三十八条の六の規定による失業保険金の支給を受けていないこと。

前項の申出は、同項第一号の六月の最後の月の翌月以後四月の期

間内に行なわなければならない。
日雇労働被保険者が、二月の各月において十八日以上又は六月において通算して六十日以上同一事業主に雇用された場合(第三十八条の五第二項ただし書の認可を受けた場合を除く。)において、その翌月に離職し、第一項の規定に該当するときは、第三十八条の五第二項本文の規定にかかわらず、第一項の規定により失業保険金の支給を受けることができる。

第三十八条の九の二第一項の申出をした者が同項第一号の六月の最後の月の翌月から起算して第三月目又は第四月目に当たる月において第三十八条の六の規定による失業保険金の支給を受けたときは、当該失業保険金を受けた日につけた月又は第四月目に当たる月において前条の失業保険金の支給を受けたときは、当該失業保険金を受けた日における支給を受けたときには、前条の失業保険金を支給しない。

第三十八条の九の二第一項の申出をした者が同項第一号の六月の最後の月の翌月以後四月の期間内において、通算して六十日分を限度とする。

一 失業保険金の支給を受けることができる期間及び日数は、前条第一項第一号の六月の最後の月の翌月以後四月の期間内において、通算して六十日分を限度とする。

二 支給を受けることができる失業保険金の日額は、次に定めるところによる。

イ 前条第一項第一号の六月間に納付された保険料のうち、第一級の保険料が八十四日分以上であるときは、第一級の失業保険金の日額

第三十八条の九の二第一項の規定による失業保険金を支給を受けたものとみなす。

前条の失業保険金の支給を受けた者は、第三十八条の九の二第一項第二号の規定の適用について、第三十八条の六の規定による失業保険金の支給を受けたものとみなす。

労働大臣は、前条の失業保険金の支給について、必要があると認めることは、第三十八条の九の四第四項の規定にかかわらず、中央職業安定審議会の意見を聞いて、特別の定めをることができる。

第三十八条の七の規定は、前条の失業保険金の支給について準用する。

いっては、その申出をした日が同項第一号の六月の最後の月の翌月以後二月の期間内にあるときは、当該二月を経過する日までは、第三十八条の六の規定による失業保険金を支給しない。

第三十八条の十一第三項中「第一項」を「前二項」に改め、同項後段三項中「第二十一条第二項」を「第二十二条第三項」に改める。

第三十八条の十一第三項中「第一項」を「前二項」に改め、同項後段三項中「第二十一条第二項」を「第二十二条第三項」に改める。

前項の場合には、労働大臣は、次に定めるところによる。

前項の場合において、その変更のあつた日から一年以内に、その変更に関する手続をとらなければならぬ。この場合には、同項の規定によつて

第三十八条の九の二第一項の申出をした者が同項第一号の六月の最後の月の翌月から起算して第三月目又は第四月目に当たる月において前条の失業保険金の支給を受けたときは、当該失業保険金を受けた日における支給を受けたときには、前条の失業保険金を支給しない。

第三十八条の九の二第一項の申出をした者が同項第一号の六月の最後の月の翌月以後四月の期間内において、通算して六十日分を限度とする。

一 失業保険金の支給を受けることができる期間及び日数は、前

条第一項第一号の六月の最後の月の翌月以後四月の期間内において、通算して六十日分を限度とする。

二 支給を受けることができる失業保険金の日額は、次に定めるところによる。

イ 前条第一項第一号の六月間に納付された保険料のうち、第一級の保険料が八十四日分以上であるときは、第一級の失業保険金の日額

第三十八条の十二第三項の次に次の二項を加える。

一 事業主は、日雇労働被保険者に賃金を支払うつと、その者の負担すべき保険料額に相当する額を、その者に支払う賃金から控除することができる。この場合において

は、事業主は、日雇労働被保険者にその旨を告げなければならぬ。

二 事業主は、日雇労働被保険者にその旨を告げなければならぬ。

第三十八条の十五第一項中「第三十八条の六第二項」の下に「若しくは、第二級の失業保険金の支給を受けたものとみなす。

前条の失業保険金の支給を受けた者は、第三十八条の九の二第一項第二号の規定の適用について、第三十八条の六の規定による失業保険金の支給を受けたものとみなす。

労働大臣は、前条の失業保険金の支給について、必要があると認めることは、第三十八条の九の四第四項の規定にかかわらず、中央職業安定審議会の意見を聞いて、特別の定めをることができる。

第三十八条の七の規定は、前条の失業保険金の支給について準用する。

第三十八条の十第一項中「通算して七日間は、失業の認定及び失業保険金の支給は、これを行なわぬ」を「起算して七日間は、失業保険金を支給しない」に改め、同条第三項中「第二十一条第二項」を「第二十二条第三項」に改める。

第三十八条の十一第三項中「第一項」を「前二項」に改め、同項後段三項中「第二十一条第二項」を「第二十二条第三項」に改める。

前項の場合には、労働大臣は、次に定めるところによる。

前項の場合において、その変更のあつた日から一年以内に、その変更に関する手続をとらなければならぬ。この場合には、同項の規定によつて

第三十八条の九の二第一項の申出をした者が同項第一号の六月の最後の月の翌月から起算して第三月目又は第四月目に当たる月において前条の失業保険金の支給を受けたときは、当該失業保険金を受けた日における支給を受けたときには、前条の失業保険金を支給しない。

第三十八条の九の二第一項の申出をした者が同項第一号の六月の最後の月の翌月以後四月の期間内において、通算して六十日分を限度とする。

一 失業保険金の支給を受けることができる期間及び日数は、前

条第一項第一号の六月の最後の月の翌月以後四月の期間内において、通算して六十日分を限度とする。

二 支給を受けることができる失業保険金の日額は、次に定めるところによる。

イ 前条第一項第一号の六月間に納付された保険料のうち、第一級の保険料が八十四日分に満たないときは、第二級の失業保険金の支給を受けたものとみなす。

前条の失業保険金の支給を受けた者は、第三十八条の九の二第一項第二号の規定の適用について、第三十八条の六の規定による失業保険金の支給を受けたものとみなす。

労働大臣は、前条の失業保険金の支給について、必要があると認めることは、第三十八条の九の四第四項の規定にかかわらず、中央職業安定審議会の意見を聞いて、特別の定めをることができる。

第三十八条の七の規定は、前条の失業保険金の支給について準用する。

第三十八条の十五第一項中「第三十八条の六第二項」の下に「若しくは、第二級の失業保険金の支給を受けたものとみなす。

前条の失業保険金の支給を受けた者は、第三十八条の九の二第一項第二号の規定の適用について、第三十八条の六の規定による失業保険金の支給を受けたものとみなす。

労働大臣は、前条の失業保険金の支給について、必要があると認めることは、第三十八条の九の四第四項の規定にかかわらず、中央職業安定審議会の意見を聞いて、特別の定めをことができる。

第三十八条の七の規定は、前条の失業保険金の支給について準用する。

条第四項、第二十六条第十項、第二十六項の二第五項に改める。

第四十七条第一項中「失業保険金の支給を受け、又はその返還を受ける権利、就職支度金の支給を受け、又はその返還を受ける権利及び、又はその返還を受ける権利及び、又はその返還を受ける権利による移転を要する費用の支給」を及び「保険給付」に改め、同条の次に次の二条を加える。(受給権の譲渡及び差押えの禁止)

第四十七条の二 保険給付を受ける権利は、譲り渡し、又は差押えることができない。

第四十七条の三 租税その他の公課は、保険給付として支給を受けた金額を標準として、課することができない。

第四十七条の四 保険給付を受ける権利は、譲り渡し、又は差押えることができない。

第四十八条の二 市町村長(特別区及び地方自治法(昭和二十一年法律第六十七号)第二百五十二条の十九第一項の指定都市においては、区長とする。)は、行政庁又は保険給付を受ける者に対し、当該市町村の条例の定めるところにより、保険給付を受ける者又は扶養親族の戸籍に關し、無料で証明を行なうことができる。

第五十条中「第三十八条の六」の下に「又は第三十八条の九の二第一項若しくは第三項」を加える。

第五十条の二 行政庁は、保険給付を行なうにつき必要があると認めるとときは、第十六条第三項第一号

の規定により失業の認定を受け、若しくは受けようとする者、傷病給付金の支給を受け、若しくは受けようとする者又は廃疾の状態にあることを理由として第十七条第二項の規定による加算の対象となり、若しくはなるうとする者に対するべきことを命ずることができる。

第五十三条第九号中「文書を提出せず、若しくは虚偽の記載をした文書を提出し、又は出頭しなかつた場合」を「又は文書を提出せず、若しくは虚偽の記載をした文書を提出した場合」に改める。

(施行期日)
附 則
第一条 この法律は、昭和三十八年四月一日から施行する。ただし、第二十条の二の改正規定、第二十条の四第一項の改正規定及び附則第五条の規定は、昭和四十年四月一日から施行する。

かかわらず、この法律の施行の日から行なう。
第四条 この法律の施行の日前において疾病又は負傷のために職業につくことができなかつた日は、新法第十九条の規定にかかわらず、同条に規定する七日の期間に含まれるものとする。

第五条 第二十条の二の改正規定の施行の日前の被保険者の資格の喪失に係る被保険者であつた期間は、新法第二十条の二の規定にかかるらず、同条第一項に規定する通算対象期間に含まれないものとする。

2 第二十条の二の改正規定の施行の日前の被保険者の資格の喪失に係る被保険者であつた期間で、附則第十三条第一項又は昭和三十四年七月及び八月の水害並びに同年八月及び九月の風水害に関する失業保険特例法(昭和三十四年法律第一百九十五号)第九条若しくは第十条の規定により、第二十条の二の改正規定の施行の日以後の被保険者の資格の喪失に係る被保険者であつた期間と算定されるものについては、前項の規定を適用しない。

第三条 この法律の施行の日前の失業の日に係る失業保険金の日額及び失業保険金の減額については、なお従前の例による。

第四条 この法律の施行の際にこの法律による改正後の失業保険法(以下「新法」という。)第十七条第二項の規定に該当する者が、この法律の施行の日から起算して三十日以内に同項の規定に該当する旨を公共職業安定所に届け出たときは、その届出に係る扶養親族についての同項の規定による加算

は、新法第十七条第三項の規定に

かかるらず、この法律の施行の日から行なう。
第四条 この法律の施行の日前において職業につくことができなかつた日は、新法第十九条の規定にかかわらず、同条に規定する七日の期間に含まれないものとする。

第五条 第二十条の二の改正規定の施行の日前の被保険者の資格の喪失に係る被保険者であつた期間は、新法第二十条の二の規定にかかるらず、同条第一項に規定する通算対象期間に含まれないものとする。

第六条 第二十条の二の改正規定が施行されるまでの間は、新法第二十条の三第一項中「所定給付日数」とあるのは、「第二十条第一項及び前条第一項から第三項までの規定により失業保険金を支給することができる日数」と読み替えるものとする。

5 第一条 第二項及び前項に定めるもののほか、第一項又は第三項の規定による退職手当の支給を受けたことができる。
第六条 第二十条の二の改正規定が施行されるまでの間は、新法第二十条の三第一項中「所定給付日数」とあるのは、「第二十条第一項及び前条第一項から第三項までの規定により失業保険金を支給することができる日数」と読み替えるものとする。

第七条 新法第二十三条第一項(同法第二十五条第四項、第二十六条第一項又は第三項の規定による退職手当の支給を受ける者が失業保険法第二十条の三第一項に規定する場合の公共職業訓練等に相当する公共職業訓練等を受ける場合において、当該公共職業訓練等を受け終わる日が、退職の日の翌日から起算して一年の期間を経過した日以後の日であるときには、当該日まで第一項又は第三項に規定する退職手当を支給する。

第十項、第二十六条の二第五項及び第二十七条第三項において準用する場合の公共職業訓練等に相当する公共職業訓練等を受ける場合において、当該公共職業訓練等を受け終わる日が、退職の日の翌日から起算して一年の期間を経過した日以後の日であるときには、当該日まで第一項又は第三項に規定する退職手当を支給する。

第十条 第七項を同条第八項とし、同条第六項中「前項の規定による」を「前項第三号又は第四号に掲げる」に改め、同項を同条第七項とし、同条第五項の次に次の二項を次のように改正する。

第八条 失業保険特別会計法(昭和二十二年法律第百五十七号)の一部を次のように改正する。

第九条 国家公務員等退職手当法(昭和二十八年法律第百八十一号)の一部を次のように改正する。

第十条第一項中「(その者が失業保険法(昭和二十二年法律第百四十六号)第二十条の三第一項に規定する場合の公共職業訓練に相当する公共職業訓練を受ける場合において、当該公共職業訓練を受け終わるべき日がその一年の期間を経過した日以後の日であるときは、その日までの期間)」を削り、「失業している場合においては、」の下に「当該退職の日において、」を加え、「その者を同法」を「その者を失業保険法(昭和二十二年法律第百四十六号)」に改め、同条第五項を次のように改め

一 失業保険法第二十五条に規定する公共職業訓練等に相当する公共職業訓練等を受けている者について、技能習得手当

二 前号に規定する公共職業訓練等を受けるため、その者により生計を維持されている同居の親族(届出をしていないが、事實上その者と婚姻関係と同様の事情にある者を含む)と別居して寄宿する者については、寄宿手当

三 退職後公共職業安定所に出頭し求職の申込みをした後において

て、疾病又は負傷のために職業につくことができない者については、傷病給付金

四 就職するに至つた者について

五 公共職業安定所の紹介した職業につくためその住所又は居所を変更する者については、移転費

（炭鉱離職者臨時措置法の一部改正）

第十条 炭鉱離職者臨時措置法（昭和三十四年法律第百九十九号）の一部を次のように改正する。

第二十一条第二項から第四項までを次のように改める。

2 手帳の発給を受けた者に扶養親族（主としてその者により生計を維持されている配偶者（届出をしていないが、事实上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）又は十八歳未満の子／十八歳以上の子のうち労働省令で定める廃疾の状態にあるものを含む。）を含む。以下同じ。）がある場合において、前項の規定による手当の額に相当する額が四百五十円に満たないときは、その者の手当の額は、同項の規定にかかるはず、同項の日額に相当する額が四百五十円をこえるときは、四百五十円とする。

3 前項の規定による加算は、手帳の発給を受けた者が、労働省令の定めるところによつて、同項の規定に該当する旨を公共職業安定所

長に届け出た日以後最初に第十四条の規定により出頭した日（同条

ただし書の規定に該当するときは、前条第三項の規定により出頭したものとみなされた日）の直前の出頭すべき日の翌日（当該出頭日が最初の出頭すべき日であるときは、手帳の発給の申請の日から起算して八日目に当たる日）以降前項の規定に該当する日分について行なう。

4 手帳の発給を受けた者が、天災その他やむを得ない理由により前項に規定する届出をすることができなかつた場合において、その理由がやんだ日から七日以内に届出をしたときは、同項の規定の適用については、その理由が生じた日に届出がされたものとみなす。

第十七条の次に次の二条を加える。

（賃金日額）

第十七条の二 前条第一項の賃金日額は、手帳の発給を受けた者が第十八条第一項第一号の離職の日の属する月前十二月（月の末日において離職したときは、その月及びその前十一月）において賃金の支払の基礎となつた日数が十一日以上ある毎月（その月数が六をこえるときは、最後の六月）に支払を受けた賃金の総額を、三十にその月数を乗じて得た数で除して得た額とする。

2 前項の賃金日額については、失業保険法（昭和二十二年法律第百四十六号）第十七条の二第二項及び第三項の規定を準用する。

第十八条第一項を次のように改め

る。

第十八条 手帳の発給を受けた者が失業保険法の規定による失業保険金の受給資格者である場合には、その者が当該資格に基づく所定給付日数（同法第二十条第一項、第二十二条の二第一項若しくは第四項若しくは第二十二条の三第一項の規定により又は同法第二十条の四第一項の規定による措置に基づき失業保険金の支給を受けることができる日数をいう。以下この項において同じ。）分の失業保険金の支給を受け終わるか、又は受けることができなくなるまでの間は、手当を支給しない。その者が同法第二十条の五第一項又は第二十三条第一項（同法第二十六条第十九項において準用する場合を含む。）の規定による給付の制限を受けたため失業保険金又は傷病給付金の支給を受けることができなくなつた場合においては、失業保険金又は傷病給付金の支給を受けた日より前日における失業保険金の支給残日数（当該失業保険金の支給を受けることができる日数を減じた日数）を控除した残りの額を、その者に支給する。

5 手帳の発給を受けた者が、健康保険法（大正十一年法律第七十号）による休業補償、労働者災害補償保険法（昭和二十二年法律第五十号）第十二条の規定による休業補償その他これらに相当する給付であつて法令（法令の規定に基づく条例又は規約を含む。）により行なうことができる。

（診断）

第四十条の三 公共職業安定所長は、就職促進手当を支給するにつ

る。

第十八条 第二項中「十四日」を「若しくは第三十八条の九の三」を

二」を、「第三十八条の九」の下に「若しくは第三十八条の九の三」を加え、同条第三項を削り、同条第四項ただし書を削り、同項に後段として次のように加え、同項を同条第三項とする。

その者が正当な理由がなく当該職業訓練を受けなかつたため職業訓練手当の支給を受けることができなくなつた場合においては、そのためにはその支給を受けることができない間も、同様とする。

第十八条第三項の次に次の二条を加える。

4 第一項前段、第二項前段及び前項前段の場合において、当該失業保険金、傷病給付金又は職業訓練手当の日額が第十七条の規定による手当の日額に満たないときは、第一項前段、第二項前段及び前項前段の規定にかかるわらず、当該手当の日額から当該失業保険金、傷病給付金又は職業訓練手当の日額を控除した残りの額を、その者に支給する。

5 第二十条第二項中「十四日」を「九日」に改める。

第四十条中第三号を第四号とし、第二号を第三号とし、第一号の次に次の二号を加える。

二 第十七条第二項の規定により加算された額の就職促進手当の支給を受ける場合において、その配偶者又は子が扶養親族の要件を欠くに至つたとき。

第三号を次に次の二条を加える。

4 第四十条の次に次の二条を加える。

（戸籍事項の無料証明）

第四十条の二 市町村長（特別区及び地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市においては、

第五十九号）第七十六条の十

九第一項の規定による休業補償の区長とする。）、公共職業安定所長又は就職促進手当の支給を受ける者に対しても、当該市町村の条例の定めるところにより、就職促進手当の支給を受ける者又は扶養親族の戸籍に関する、無料で証明を行なうことができる。

わられるもののうち政令で定めるものを受けれる間は、手当を支給しない。

第十八条第六項中「十円を控除した残りの額」とその者に支給される手当の日額を「百円を控除した残りの額とその者に支給される手当の日額、当該手当の日額が第十七条第二項の規定による加算を行なつたものである場合には、その加算を行なう前の額）」に、「前条」を「同条」に改める。

六」の下に「又は第三十八条の九の二」を、「第三十八条の九」の下に「若しくは第三十八条の九の三」を加え、同条第三項を削り、同条第四項ただし書を削り、同項に後段として次のように加え、同項を同条第三項とする。

その者が正当な理由がなく当該職業訓練を受けなかつたため職業訓練手当の支給を受けることができなくなつた場合においては、そのためにはその支給を受けることができない間も、同様とする。

第十八条第二項中「第三十八条の三」を、「第三十八条の九の三」を加え、同条第三項を削り、同条第四項ただし書を削り、同項に後段として次のように加え、同項を同条第三項とする。

その者が正当な理由がなく当該職業訓練を受けなかつたため職業訓練手当の支給を受けることができなくなつた場合においては、そのためにはその支給を受けることができない間も、同様とする。

第十八条第二項中「十四日」を「九日」に改める。

第四十条中第三号を第四号とし、第二号を第三号とし、第一号の次に次の二号を加える。

二 第十七条第二項の規定により加算された額の就職促進手当の支給を受ける場合において、その配偶者又は子が扶養親族の要件を欠くに至つたとき。

第三号を次に次の二条を加える。

4 第四十条の次に次の二条を加える。

（戸籍事項の無料証明）

第四十条の二 市町村長（特別区及び地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の規定による休業補償の区長とする。）、公共職業安定所長又は就職促進手当の支給を受ける者に対しても、当該市町村の条例の定めるところにより、就職促進手当の支給を受ける者又は扶養親族の戸籍に関する、無料で証明を行なうことができる。

（診断）

第四十条の三 公共職業安定所長は、就職促進手当を支給するにつ

き必要があると認めるときは、就職促進手当の支給を受けることができる者で、疾病若しくは負傷により就職指導を受けるために公共職業安定所に出席することができないもの又は、癡疾の状態にあることを理由として第十七条第二項の規定による加算の対象となり、若しくはなろうとする者に対して、その指定する医師の診断を受ける。

ただし、移住資金又は第二十三条第一項第二号の手当の支給を受ける権利については、国税滞納処分（その例による処分を含む）により差し押えるときは、この限りでない。

第四十四条の次に次の一条を加え。（公課の禁止）

第四十四条の二 租税その他の公課は、就職促進手当を標準として課することができない。

第五章の一部改訂（炭鉱離職者臨時措置法の一部改訂）

第一条 この法律の施行の日前日に係る就職促進手当の日額及びその減額については、前条の規定による改正後の炭鉱離職者臨時措置法第十七条第二項又は第十八条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

2 この法律の施行の際現に前条の規定による改正後の炭鉱離職者臨時措置法第十七条第二項の規定に該当する者が、この法律の施行の日から起算して三十日以内に同項

の規定に該当する旨を公共職業安定所長に届け出たときは、その届出に係る扶養親族についての同項の規定による加算は、同条第三項の規定による改正後の炭鉱離職者臨時措置法第十八条の二の改正条の規定による改正後の炭鉱離職者臨時措置法第十八条第一項中「第二十条の二第一項若しくは第四項」とあるのは、「第二十条の二第一項から第三項まで」と読み替えるものとする。

（激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律の一部改正）

第五章中第二十四条の次に次の一条を加える。（失業保険法による失業保険金の支給に関する特例）

第二十五条 激甚災害を受けた政令で定める地域にある失業保険法（昭和二十二年法律第二百四十六号）の適用を受ける事業所に失業保険の被保険者（同法第三十八条の五の日雇労働保険者を除く）とし、事業を休止し、又は廃止したことにより休業することにより、事業所に再び就業し、又は従前の事業所の他の事業所に就業するに至つた者は、就業の最初の

の規定期間に就業した旨を公報するものとみなして失業保険金を支給することができる。ただし、災害の状況を考慮して、地域ごとに政令で定める日（以下この条において「指定期日」という。）までの間には、「指定期日」という。までの間に限る。

3 失業保険法第二十条の二の改正条の規定による改正後の炭鉱離職者臨時措置法第十八条第一項中「第二十条の二第一項若しくは第四項」とあるのは、「第二十条の二第一項から第三項まで」と読み替えるものとする。

4 第十二条 激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（昭和三十七年法律第二百五十号）の一部を次のように改正する。

目次中「第二十四条」を「第二十五条」に改める。

第五章中第二十四条の次に次の一条を加える。（失業保険法による失業保険金の支給に関する特例）

第二十五条 激甚災害を受けた政令で定める地域にある失業保険法（昭和二十二年法律第二百四十六号）の適用を受ける事業所に失業保険の被保険者（同法第三十八条の五の日雇労働保険者を除く）とし、事業を休止し、又は廃止したことにより休業することにより、事業所に再び就業し、又は従前の事業所の他の事業所に就業するに至つた者は、就業の最初の

かつ、賃金を受けることができない状態にあるときは、同法の規定の適用については、失業しているものとみなして失業保険金を支給することができる。ただし、災害の状況を考慮して、地域ごとに政令で定める日（以下この条において「指定期日」という。）までの間に限る。

5 第十三条 この法律の施行の日から施行されるまでの間には、前項の規定による改正後の炭鉱離職者臨時措置法（昭和三十三年法律第二百五十八号）の一部を改正する。

第十三条 この法律の施行の日から施行されるまでの間において激甚災害に對処するための特別の財政援助等の適用に当つては、新法第二十条の二第二項及び第三項の規定の例によりその者の當該災害に伴う休業の直前の被保険者として雇用された期間及びその者の當該休業に引き続き被保険者として雇用された期間を通算した期間、その者は、引き続き從前の事業主に被保険者として雇用されたものとみなす。激甚災害に對処するための特別の財政援助等に係る政令の規定は、同法第十三条の三の規定は、適用しない。

6 第十四条 削除 第十五条を次のように改める。（特別給付金の支給）

第十五条 政府は、第二条第一号に掲げる者に該当する労働者であつて、政令で定める期間以上在職したもののが、アメリカ合衆国の軍隊の撤退、移動、部隊の縮少若しくは予算の削減その他政令で定める理由の発生に伴い離職を余儀なくされ、又は業務上死亡した場合に、予算の範囲内において、政令の定めるところにより、当該離職者を余儀なくされた者若しくはその遺族又は当該死亡した者の遺族に対する特別給付金を支給することができる。

5 第二項の規定を受けていた者（指定期日までの間ににおいて従前の事業主との雇用關係が終了した者を除く。）は、失業保険法の規定の適用については、指定期日の翌日に従前の事業所に雇用されたものとみなす。ただし、指定期日までに従前の事業所に再び就業し、又は従前の事業所に就業するに至つた者は、就業の最初の

ついては、失業保険法第四十条から第四十二条までの規定を準用する。駐留軍関係離職者等臨時措置法の一部を改正する法律案（昭和三十二年法律第二百四十九号）の一部を次のよう改める。

6 第二項の確認に関する処分については、失業保険法第四十二条第一項の規定による改正後（昭和三十二年法律第二百四十九号）の規定による改定が施行されるまでの間には、前項の規定による改正後（昭和三十二年法律第二百四十九号）の規定による改定が施行されるまでの間において、激甚災害に對処するための特別の財政援助等の適用に當つては、新法第二十条の二第二項及び第三項の規定の例によりその者の當該災害に伴う休業の直前の被保険者として雇用された期間及びその者の當該休業に引き続き被保険者として雇用された期間を通算した期間、その者は、引き続き從前の事業主に被保険者として雇用されたものとみなす。激甚災害に對処するための特別の財政援助等に係る政令の規定は、同法第十三条の三の規定は、適用しない。

7 第十四条 削除 第十五条を次のように改める。（特別給付金の支給）

第十五条 政府は、第二条第一号に掲げる者に該当する労働者であつて、政令で定める期間以上在職したもののが、アメリカ合衆国の軍隊の撤退、移動、部隊の縮少若しくは予算の削減その他政令で定める理由の発生に伴い離職を余儀なくされ、又は業務上死亡した場合に、予算の範囲内において、政令の定めるところにより、当該離職者を余儀なくされた者若しくはその遺族又は当該死亡した者の遺族に対する特別給付金を支給することができる。

2 第二条第一号に掲げる者に該当する労働者が前項に規定する理由の発生に伴い離職を余儀なくされた者として在職したことがあるときは、前項の規定の適用について、その者が当該労働者として在職した期間の前に次の各号に掲げる者として在職したことがあるとき、前項の規定の適用について、

ついては、失業保険法第四十条から第四十二条までの規定を準用する。駐留軍関係離職者等臨時措置法の一部を改正する法律案（昭和三十二年法律第二百四十九号）の一部を次のよう改める。

7 第二項の確認に関する処分については、失業保険法第四十二条第一項の規定による改定が施行されるまでの間には、前項の規定による改定が施行されるまでの間において、激甚災害に對処するための特別の財政援助等の適用に當つては、新法第二十条の二第二項及び第三項の規定の例によりその者の當該災害に伴う休業の直前の被保険者として雇用された期間及びその者の當該休業に引き続き被保険者として雇用された期間を通算した期間、その者は、引き続き從前の事業主に被保険者として雇用されたものとみなす。ただし、指定期日までに従前の事業所に再び就業し、又は従前の事業所に就業するに至つた者は、就業の最初の

間を當該労務者としての在職期間に合算した期間を當該労務者としての在職期間とみなす。

一 第二条第一号から第三号まで、第五号又は第六号に掲げる者に該当する労務者

二 前号に掲げる者に準する労務者として政令で定める者

三 前項の在職期間の合算は、第二条第一号に掲げる者に該当する労務者としての在職期間及びその期間の前項各号に掲げる者としての在職期間が、いずれも前後引き続いている場合に限り行なうものとする。

4 第二項各号に該当する者として在職した者が、当該在職の在職期間の終了の日又はその翌日(当該翌日及びこれに引き続く日が政令で定める勤務を要しない日であるときは、当該勤務を要しない日の翌日)に同項各号に掲げる者となつたものであるときは、その前後の同項各号に掲げる者としての在職期間は、引き続いたものとみなす。

5 前二項に定めるものほか、在職期間の合算に関する必要な事項は、政令で定める。

第十六条第一項及び第二項を削り、同条第三項中「第一項」を「第一条第一項」に改め、同項を同条とする。

第十七条第一項中「第十四条又は前条」を「第十五条」に改め、同条第二項中「又はこれに相当する労務者であつて政令で定める者」を削る。第十八条第二項第二号中「旧政府雇用労務者、旧諸機関雇用労務者又

は第二条」を「第二条第二号に規定する契約に基づき國が雇用する労務者、同条第三号に規定する諸機関が雇用する労務者又は同条」に改める。

附則第三項中「五年」を「十年」に改める。

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から施行する。

2 この法律の施行の日の前日までにこの法律による改正前の駆留軍関係離職者等臨時措置法(以下「法」という)第十四条若しくは第十六条第一項の離職を余儀なくされた者又は業務上死亡した者に係る特別給付金は、なお從前の例により支給することができる。たゞ、当該離職を余儀なくされた者の当該離職に係る在職期間が、この法律による改正後の法第十五条第二項の規定により、この法律の施行の日以後における特別給付金の支給に関して、法第二条第一号に掲げる者に該当する労務者としての在職期間に合算される場合は、この限りでない。

3 駆留軍関係離職者等臨時措置法の一部を改正する法律(昭和三十六年法律第二百五十九号)の施行前にすでに同法による改正前の法第十四条の規定により離職に係る特別給付金の支給を受けた労務者に対する措置は、この法律による改正後の法第十五条の規定によりさらに特別給付金を支給

することができる場合には、当該

すでに支給した特別給付金は、この法律による改正後の同条の規定による特別給付金の内払とみなす。

3月二十二日本委員会に左の案件を付託された。

一、外傷性せき離損傷患者援護に関する請願(第二一五三号)

一、元南満州鉄道株式会社職員中特殊業務に従事し、死亡した者等に対する、軍属として戦傷病者戦没者遺族等援護法適用に関する請願

一、人命尊重に関する請願(第二二一九号)(第二二六七号)

一、し尿の海洋投棄禁止のための清掃法改正等に関する請願(第二二二九六号)

一、山林労働者に対する労働基準法完全適用等に関する請願(第二二九〇号)(第二二九一号)(第二二九二号)(第二二九三号)(第二二九四号)(第二二九五号)(第二二九六号)

一、駆留軍関係離職者等臨時措置法の一部を改正する法律(昭和三十六年法律第二百五十九号)の施行前にすでに同法による改正前の法第十四条の規定により離職に係る特別給付金の支給を受けた労務者に対する措置は、この法律による改正後の法第十五条の規定によりさらに特別給付金を支給

は、肉体的の苦痛もさることながら精神的にも深刻な苦悩にさいなまれ、その生活は想像以上に貧困であるが、このような逆境にあつてもあらゆる障害をのりこえて社会への復帰に意欲を燃

やすし、回復訓練に努力しているところであるから、業務上の災害による患者については、(一)長期傷病給付金を増額し、年金を年間百パーント支給すること、(二)労災法による自宅療養者の医療費(看護料を含む)を全額国庫負担とすること、(三)障害年金(厚生年金)受給率百パーントの実施をはかること等の措置を講じ、業務外患者についても、(一)長期療養の適用を認めること、(二)家族と切り離した單独立法を行なうこと、(三)介護入をつけようによること等の援護手段をすみやかに講ぜられたいとの請願。

この請願の趣旨は、第五八三号と同じである。

紹介議員 横山 フク君
請願者 神奈川県足柄下郡橋町前川 椎野道子外七百三十五名

人命尊重に関する請願
紹介議員 横山 フク君
請願者 神奈川県足柄下郡橋町前川 椎野道子外七百三十五名

人命尊重に関する請願(六通)
紹介議員 横山 フク君
請願者 神奈川県足柄下郡橋町前川 椎野道子外七百三十五名

人命尊重に関する請願
紹介議員 横山 フク君
請願者 神奈川県足柄下郡橋町前川 椎野道子外七百三十五名

ノ四五九 長穂

紹介議員 山本伊三郎君
請願者 前川 椎野道子外七百三十五名

十一日受理

第二二一九号 昭和三十八年三月

紹介議員 横山 フク君
請願者 前川 椎野道子外七百三十五名

十三日受理

第二二六七号 昭和三十八年三月

紹介議員 横山 フク君
請願者 前川 椎野道子外七百三十五名

十三日受理

第二二九三号 昭和三十八年三月

紹介議員 横山 フク君
請願者 前川 椎野道子外七百三十五名

十三日受理

第二二九四号 昭和三十八年三月

紹介議員 横山 フク君
請願者 前川 椎野道子外七百三十五名

十三日受理

第二二九五号 昭和三十八年三月

紹介議員 横山 フク君
請願者 前川 椎野道子外七百三十五名

十三日受理

第二二九六号 昭和三十八年三月

紹介議員 横山 フク君
請願者 前川 椎野道子外七百三十五名

ノ四五九 長穂

紹介議員 山本伊三郎君
請願者 前川 椎野道子外七百三十五名

十一日受理

第二二九七号 昭和三十八年三月

紹介議員 横山 フク君
請願者 前川 椎野道子外七百三十五名

十三日受理

第二二九八号 昭和三十八年三月

紹介議員 横山 フク君
請願者 前川 椎野道子外七百三十五名

十三日受理

第二二九九号 昭和三十八年三月

紹介議員 横山 フク君
請願者 前川 椎野道子外七百三十五名

十三日受理

第二二一〇号 昭和三十八年三月

紹介議員 横山 フク君
請願者 前川 椎野道子外七百三十五名

十三日受理

第二二一一号 昭和三十八年三月

紹介議員 横山 フク君
請願者 前川 椎野道子外七百三十五名

十三日受理

第二二一二号 昭和三十八年三月

紹介議員 横山 フク君
請願者 前川 椎野道子外七百三十五名

ノ四五九 長穂

紹介議員 山本伊三郎君
請願者 前川 椎野道子外七百三十五名

十一日受理

第二二一三号 昭和三十八年三月

紹介議員 横山 フク君
請願者 前川 椎野道子外七百三十五名

十三日受理

第二二一四号 昭和三十八年三月

紹介議員 横山 フク君
請願者 前川 椎野道子外七百三十五名

十三日受理

第二二一五号 昭和三十八年三月

紹介議員 横山 フク君
請願者 前川 椎野道子外七百三十五名

十三日受理

第二二一六号 昭和三十八年三月

紹介議員 横山 フク君
請願者 前川 椎野道子外七百三十五名

十三日受理

第二二一七号 昭和三十八年三月

紹介議員 横山 フク君
請願者 前川 椎野道子外七百三十五名

十三日受理

第二二一八号 昭和三十八年三月

紹介議員 横山 フク君
請願者 前川 椎野道子外七百三十五名

ノ四五九 長穂

紹介議員 山本伊三郎君
請願者 前川 椎野道子外七百三十五名

十一日受理

第二二一九号 昭和三十八年三月

紹介議員 横山 フク君
請願者 前川 椎野道子外七百三十五名

十三日受理

第二二二〇号 昭和三十八年三月

紹介議員 横山 フク君
請願者 前川 椎野道子外七百三十五名

十三日受理

第二二二一號 昭和三十八年三月

紹介議員 横山 フク君
請願者 前川 椎野道子外七百三十五名

十三日受理

第二二二二號 昭和三十八年三月

紹介議員 横山 フク君
請願者 前川 椎野道子外七百三十五名

十三日受理

第二二二三號 昭和三十八年三月

紹介議員 横山 フク君
請願者 前川 椎野道子外七百三十五名

十三日受理

第二二二四號 昭和三十八年三月

紹介議員 横山 フク君
請願者 前川 椎野道子外七百三十五名

ノ四五九 長穂

紹介議員 山本伊三郎君
請願者 前川 椎野道子外七百三十五名

十一日受理

第二二二五號 昭和三十八年三月

紹介議員 横山 フク君
請願者 前川 椎野道子外七百三十五名

十三日受理

第二二二六號 昭和三十八年三月

紹介議員 横山 フク君
請願者 前川 椎野道子外七百三十五名

十三日受理

第二二二七號 昭和三十八年三月

紹介議員 横山 フク君
請願者 前川 椎野道子外七百三十五名

十三日受理

第二二二八號 昭和三十八年三月

紹介議員 横山 フク君
請願者 前川 椎野道子外七百三十五名

十三日受理

第二二二九號 昭和三十八年三月

紹介議員 横山 フク君
請願者 前川 椎野道子外七百三十五名

十三日受理

第二二二一號 昭和三十八年三月

紹介議員 横山 フク君
請願者 前川 椎野道子外七百三十五名

侵害するだけでなく、悪疫流行の不測の事態をまねく原因ともなり、国民大衆の保健衛生上からも断じて容認することはできない。さらに文化国家、観光日本の面目上からも醜を外にさらす国辱的行為として排撃せられるべきであるから、たちに清掃法を改正し、政府の責任において、し尿、じんあいの海洋投棄を絶対に禁止するため、果断かつ緊急にその陸上処理施設等を整備するとともに、(一)し尿海洋投棄海域の調査を即時実施すること、(二)し尿海洋投棄海域の完全浄化並びに漁場再生の措置を即時実施すること、(三)し尿海洋投棄による漁場被害に基づく漁民の損失については、その過去にさかのばって全額を補償するよう適切な措置を講ずること、(四)清掃法の改正、し尿海洋投棄の禁止にいたる暫定期間中、投棄海域の設定、取締りの方法、補償の基準等について被害者、加害者、政府側の三者による協議申し合わせ機関を設けること、(五)コレラ等の病菌を保有するおそれのある動物を絶対に海洋に投棄しないこと、等の即時実行を期し、漁民の被害と全国民の不安を一日も早く解決せられたいとの請願。

第二二九〇号 昭和三十八年三月
十四日受理
山林労働者に対する労働基準法完全適用等に関する請願
請願者 北海道紋別市上渚滑町
上南三 渡谷誠外五百
名紹介議員 大河原一次君
山林労働の実態は、現行の労働諸法令及び社会保障制度が考えていることく

兼業的牧歌的なものでなく、労務管理の強化、合理化の徹底、機械技術の発達に伴い、ますます専門技術的專業的重労働になつてゐる。改正森林法の附帯決議にもあるとおり山林労働者を労働者として扱うためには、法律による保障と行政指導が必要であるが、当面の措置として、(一)労働基準法第四十一条第一号を削り労働基準法を完全に適用すること、(二)健康保険法第六条第一項第一号および厚生年金保険法第六条第一項第一号に「植物の栽培、栽培、栽取若しくは伐採の事業」を加え、この二法を完全に適用すること、(三)失業保険法第六条第一項第一号但し書のうち「又は植物の栽培……」以下を削り、その他適用を阻害する法令を改正し、同法を完全に実施すること、等の実現を期せられたいとの請願。

第二二九一号 昭和三十八年三月
十四日受理
山林労働者に対する労働基準法完全適用等に関する請願
請願者 市川島県川内市鳥追町
神園利通外三百名紹介議員 渡辺 勘吉君
この請願の趣旨は、第二二九〇号と同じである。

第二二九二号 昭和三十八年三月
十四日受理
山林労働者に対する労働基準法完全適用等に関する請願
請願者 岩手県岩手郡西根町寺田
津志田長四郎外三百名紹介議員 藤原 道子君
この請願の趣旨は、第二二九〇号と同じである。

第二二九三号 昭和三十八年三月
十四日受理
山林労働者に対する労働基準法完全適用等に関する請願
請願者 宮崎県北諸県郡莊内町
西岳霧島事業所内 清水キク外四百六十六名紹介議員 柳岡 秋夫君
この請願の趣旨は、第二二九〇号と同じである。

大字大牟田 平和義外
三百名紹介議員 藤田藤太郎君
この請願の趣旨は、第二二九〇号と同じである。

第二二九四号 昭和三十八年三月
十四日受理
山林労働者に対する労働基準法完全適用等に関する請願(二通)
請願者 北海道紋別郡白滝村市街 内田ふじ外六百一
名紹介議員 阿見根 登君
この請願の趣旨は、第二二九〇号と同じである。

第二二九五号 昭和三十八年三月
十四日受理
山林労働者に対する労働基準法完全適用等に関する請願
請願者 岩手県岩手郡西根町寺田
津志田長四郎外三百名紹介議員 藤原 道子君
この請願の趣旨は、第二二九〇号と同じである。

大字大牟田 平和義外
三百名紹介議員 藤田藤太郎君
この請願の趣旨は、第二二九〇号と同じである。

二、薬事法の一部を改正する法律案
(高野一夫君外十九名発議)

第三項第一項を次のように改め
薬事法の一部を改正する法律案
(昭和三十五年法律第百四十五号)の一部を次のようによくする。
第六条第一号の次に次の二号を加える。
一の二 その薬局において薬事に関する実務に従事する薬剤師が厚生省令で定める員数に達しないとき。
第六条に次の三項を加える。
2 前項各号に規定する場合のほか、その薬局の設置の場所が配置の適正を欠くと認められる場合は、前条第一項の許可を与えないこととする。ただし、該許可を与えない場合には、理由を附した書面でその旨を通知しなければならない。
3 都道府県知事は、前条第一項の許可の申請について前項本文に規定する事由があるかどうかを判定するには、地方薬事審議会の意見を聞かなければならない。
4 第二項の配置の基準は、住民に對し適正な調剤の確保と医薬品の適正な供給を図ることができるよ

うに、都道府県が条例で定めるものとし、その制定に當たつては、人口、交通事情その他調剤及び医薬品の需給に影響を与える各般の事情を考慮するものとする。

第八条第一項ただし書を次のように改める。
ただし、その薬局において薬事に関する実務に従事する他の薬剤師のうちから薬局の管理者を指定してその薬局を実地に管理させなければならぬ。
第八条第二項を次のように改める。
2 薬局開設者が薬剤師でないときは、その薬局において薬事に関する実務に従事する薬剤師のうちから薬局の管理者を指定してその薬局を実地に管理させなければならぬ。
第八条第三項中「薬局を管理する薬剤師(以下「薬局の管理者」といいう)」を「薬局の管理者(第一項の規定により薬局を実地に管理する薬局開設者を含む。)」に改める。
第二十六条第二項に次のただし書きを加える。
ただし、同条第一項第一号の二及び第二項から第四項までの規定は、もつぱら薬局開設者、医薬品の製造業者若しくは販売業者又は病院、診療所若しくは家畜診療施設の開設者に對してのみ、業として、医薬品を販売し又は授与する一般販売業の許可については、準用しない。
第二十六条に次の二項を加える。
3 前項ただし書の規定に該當する

は、当該許可に係る店舗について

は、業として、医薬品を、薬局開設者、医薬品の製造業者、輸入販売業者又は販売業者及び病院、診療所又は家畜診療施設の開設者以外の者に対し、販売し、又は授与してはならない。ただし、都道府県知事の許可を受けたときは、この限りでない。

4 前項ただし書の許可については、第六条第一項第一号の二及び第二項から第四項までの規定を準用する。

第二十八条第三項第二号中「第六条第二号」を「第六条第一項第一号」に改め、同条に次の二項を加える。
4 前項に定めるもののほか、薬種商販業の許可に関しては、第六条第二項から第四項まで並びに第二十六条第二項ただし書、第三項及び第四項（第六条第一項第一号の二に係る部分を除く。）の規定を準用する。

第三十条第二項第一号中「第六条第二号」を「第六条第一項第二号」に改める。

第七十二条の二 都道府県知事は、薬局開設者又は一般販売業者に対し、その薬局又は店舗において薬事に関する実務に従事する薬剤師が第六条第一項第一号の二（第二十六条第二項において準用する場合を含む。）の規定に基づく厚生省令で定める員数に達しなくなつた場合においては、当該員数に達するように当該薬剤師の増員を命

ずることができる。

第七十五条第一項中「第六条第二号」を「第六条第一項第二号」に改める。

附 則

この法律は、公布の日から施行する。ただし、第六条第一号の次に一号を加える改正規定、第二十六条第二項の改正規定中第六条第一項第一号の二に係る部分及び第七十二条の次に一条を加える改正規定は、公布の日から起算して六月をこえない範囲内において政令で定める日から施行する。

昭和三十八年四月五日印刷

昭和三十八年四月六日発行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局